

府中市一般廃棄物処理基本計画

平成30年1月

府 中 市

目次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画の背景・目的	1
1 一般廃棄物処理基本計画とは	1
2 前回計画改定後の主な動向	1
3 計画の目的	2
第2節 循環型社会の形成に関する国等の動向	2
1 廃棄物処理法に基づく国の基本方針	2
2 温室効果ガスの削減	3
第3節 計画の基本事項	4
1 計画の役割と位置付け	4
2 計画期間	4
3 対象廃棄物	5
4 将来人口	5
第4節 計画の構成	6
第2章 府中市の概況	7
第1節 本市の位置・土地利用動向	7
第2節 人口・世帯動向	8
第3節 産業動向	10
第4節 まちづくりに関する計画など	11
第3章 ごみ処理の現状及び課題	12
第1節 本市のごみ処理事業	12
1 沿革	12
2 分別区分および排出方法	14
3 収集運搬の状況	17
4 中間処理・リサイクルの状況	24
5 最終処分の状況	28
6 経費について	28
7 有価物売払の状況	29
8 温室効果ガス排出量	29
第2節 ごみ処理・リサイクル事業の評価	31
1 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況	31
第3節 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題	34
1 排出段階における課題	34
2 収集運搬に関する課題	41
3 中間処理に関する課題	41
4 最終処分に関する課題	42
5 廃棄物処理費用に関する課題	42
第4章 ごみ処理基本計画	43
第1節 ごみ処理基本計画の基本的な枠組み	43
1 基本理念	43
2 基本方針	44
3 ごみ処理基本計画の目標値	44
4 ごみ処理基本計画の施策体系	47

第2節 施策内容について	48
1 「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開	48
2 ライフスタイルの変革	50
3 各主体の役割と協働	52
4 安全かつ安定した処理・処分体制の確保	54
第3節 ごみ処理基本計画の推進に向けて	57
1 地域活動の充実	57
2 PDCAによる計画推進	58
第5章 生活排水処理基本計画	59
第1節 し尿・汚泥処理の現状	59
1 し尿・汚泥収集人口及び世帯数の推移	59
2 し尿・浄化槽汚泥発生量	60
3 収集・運搬	60
4 処理・処分	60
第2節 生活排水処理基本計画	61
1 し尿・汚泥処理計画	61
2 し尿・浄化槽汚泥処理量	61
資料編	
資料1 課題と施策の対応表	資 1
資料2 市民アンケート調査概要	資 3
資料3 組成分析調査	資 14
資料4 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート	資 16
資料5 各施策の取組状況のデータ	資 27
資料6 ごみの将来推計について	資 32
資料7 用語集	資 37

※ 年度（年）の表記について

新天皇の即位に伴う改元が行われたときは、本書に記載している「平成」の元号を用いた年度（年）の表記は、それぞれに対応する新元号を用いた年度（年）を表すものとします。

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景・目的

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づいて市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立ったごみや生活排水^{*1}の適正処理、リサイクルなどの本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本市における現在の一般廃棄物処理基本計画は、平成22年度に改定しました。国の方針では、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を10～15年先におき、おおむね5年ごとに見直すこととされており、本計画は、平成22年度の一般廃棄物処理基本計画策定後のごみ処理・リサイクル事業を取り巻く社会動向の変化などを踏まえ、必要な見直しを加えるものです。

2 前回計画改定後の主な動向

本市では長い間、ダストボックス^{*2}による家庭ごみの無料収集を行ってきました。ダストボックスは24時間いつでもごみを出せるという利便性がある反面、外からごみが見えないため、分別が徹底しにくく、事業者や他市からの不法投棄を招きやすいなどの課題がありました。そのような状況の中でも、市民・事業者の皆さんのご協力により、ごみ量は減少傾向にあり、リサイクル率も比較的高い水準を保ってきました。

しかしながら、市民一人当たりのごみ量では、多摩地域26市の中でも依然多く、平成15年策定の府中市環境基本計画^{*3}で掲げた目標である「ごみ50%削減」の達成及び循環型社会の実現のためには、更なるごみの減量・リサイクルを推進することが不可欠となっていました。

このような中、平成13年10月の東京都市長会や、平成17年5月に環境省が策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」などで、「家庭ごみの有料化導入」が提言されました。また、府中市廃棄物減量等推進審議会から、平成19年1月と平成20年5月の2回にわたり、「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」などを中心にしたごみ収集方法の見直しが必要であるとの答申書が提出されました。

市では答申を受け、ごみ収集方法変更の検討を開始し、「ごみ減量に関する市民の声を聴く会」の開催や収集方法についてのアンケート調査を市民及び事業者に対して実施し、平成21年1月「循環型社会の形成に向けたごみ改革の実施方針」をまとめ、その重点施策の一つとして「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」を掲げました。その後、平成21年3月の市議会で、「府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」が改正され、平成22年2月に「ごみ改革」（家庭ごみの収集方法の変更：ダストボックスの撤去、家庭ごみ袋の有料化、戸別収集の実施）を行いました。

このごみ改革により、平成23年度にはごみの減量・資源化等に大きな成果を挙げましたが、その後のごみ量は横ばい状態となっており、更なるごみの減量を進めるための施策が必要となっています。特にリデュース（発生抑制）及びリユース（再使用）を意識した生活スタイルへの転換を図り、資源物を含めた総ごみ量の削減を図る取組が求められています。

*1 生活排水：資料編38ページ参照

*2 ダストボックス：資料編38ページ参照

*3 環境基本計画：資料編37ページ参照

3 計画の目的

本計画は、家庭ごみの収集方法の変更といったごみ改革を受け、できる限り環境に負担をかけず、資源物を循環させる「循環型社会」の実現という目標に向け、本市がどのような施策を展開すべきかを、市民・事業者の皆さんと共有し、共に連携し合っていくための中長期指針とします。

第2節 循環型社会の形成に関する国等の動向

1 廃棄物処理法に基づく国の基本方針

国では、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成28年1月に改定しています。また、「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「一般廃棄物処理システム指針」といいます。）」、「一般廃棄物会計基準」といった市町村の取組を推進するためのツールを公表しており、本計画も、現状分析や将来指針の検討に、「一般廃棄物処理システム指針」を活用しています。

国の基本方針の概要は次のとおりです。

(1) 一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標

平成32（2020）年度の目標として、次の目標を掲げています。（平成24年度比）

- ・ 排出量を約12%削減する。
- ・ 排出量に対する再生利用量の割合を約27%（約6ポイント増）とする。
- ・ 最終処分^{*4}量を約14%削減する。
- ・ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を500g（約8%減）とする。

(2) 市町村の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、廃棄物の発生抑制に関して、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等に取り組み、住民の取組を促進するとともに、分別収集の推進・再生利用による適正な循環利用に努めることが求められています。また、処分しなければならない廃棄物については、適正な処理・処分が求められています。このほか、次に挙げられるような役割を担っています。

- ・ 一般廃棄物の処理において、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用を積極的に後押しするよう努めること。
- ・ 再生利用・熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努めること。
- ・ 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討して、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること。
- ・ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図ること。

^{*4} 最終処分：資料編 38 ページ

- ・ 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること。
- ・ 地域の実情に応じた食品循環資源の再生利用等を促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が行う再生利用等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めること。
- ・ 特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めること。
- ・ 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して、地域循環圏の形成に努めること。
- ・ 災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、職員の人材育成等に努めること。

(3) 一般廃棄物の処理体制の確保

市町村が一般廃棄物処理計画を策定するに当たっては、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする事としてしています。

また、廃棄物処理に当たっては、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン^{*5}類の発生量が抑制されるよう配慮することを求めています。例えば、プラスチック類については、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法などによる再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うこととしています。

2 温室効果ガス^{*6}の削減

1992年（平成4年）のリオ・デ・ジャネイロにおける地球サミット^{*7}以来、地球環境問題への国際的な取組は着々と進み、平成17年2月16日に京都議定書が発効されました。我が国は、平成24年までに平成2年比で6%の温室効果ガス排出量削減を行うことが国際的な約束となっていますが、平成19年の温室効果ガス排出量は二酸化炭素に換算して約13億7,400万トンであり、基準年度比で9%増加しているのが現状です。廃棄物の焼却など、ごみ処理で直接発生する二酸化炭素排出量は、全体の3%程度に過ぎませんが、ごみの元になっているのは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムです。このままの生活を続けることは二酸化炭素の大量排出につながるため、ごみの少ない社会、生活スタイルの構築に向け、地方自治体でもより一層の取組を進めなければなりません。

国においては、平成17年に「京都議定書目標達成計画」を策定し、産業や家庭、運輸といった各部門の対策を進めています。特に廃棄物については、3R^{*8}（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による温暖化対策を、すべての主体に求めています。

^{*5} ダイオキシン：資料編38ページ参照

^{*6} 温室効果ガス：資料編37ページ参照

^{*7} 地球サミット：資料編38ページ参照

^{*8} 3R：資料編37ページ参照

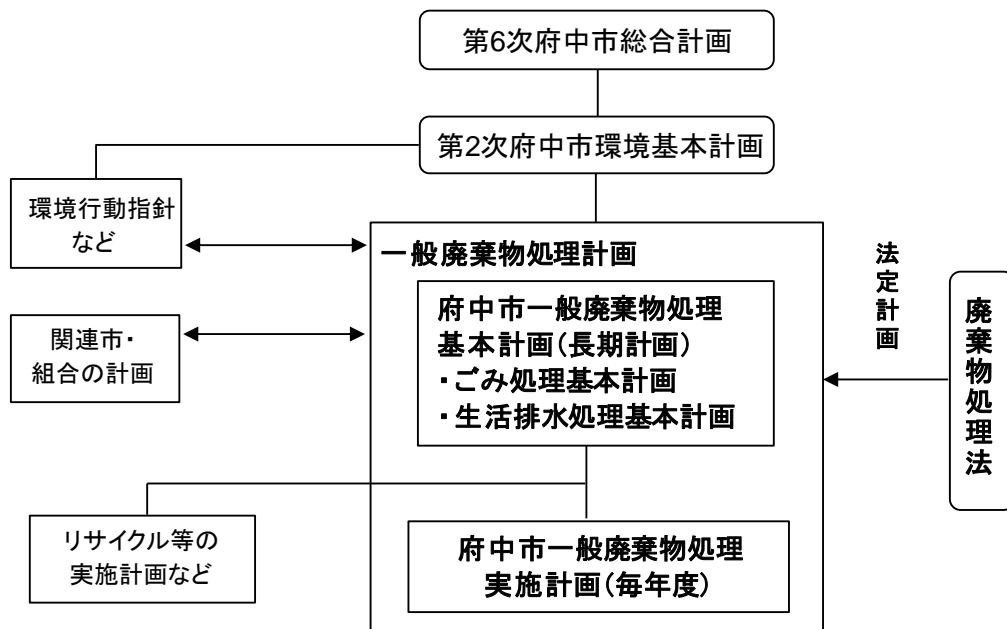
第3節 計画の基本事項

1 計画の役割と位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定する一般廃棄物処理計画のうち、毎年度の一般廃棄物処理実施計画とともに策定される計画で、ごみに関するごみ処理基本計画と生活排水に関する生活排水処理基本計画で構成しています。また、市の計画の中では、本計画は「第6次府中市総合計画」（平成26～33（2021）年度）及び「第2次府中市環境基本計画」（平成26～34（2022）年度）を上位計画としています。

なお、本計画の策定に当たっては、近隣市の一般廃棄物処理計画及び東京たま広域資源循環組合の計画との整合・調和を図るものとします。

図表 1-1 府中市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

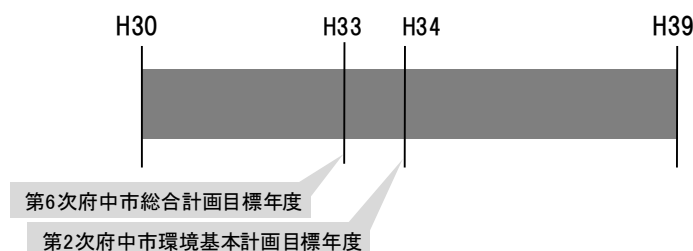


2 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39（2027）年度までの10年間とします。なお、第6次府中市総合計画の目標年度は平成33（2021）年度、第2次府中市環境基本計画の目標年度は平成34（2022）年度となっています。

本計画は計画の進捗状況や社会情勢に応じ、おおむね5年ごとを目途に見直しを図るものとします。

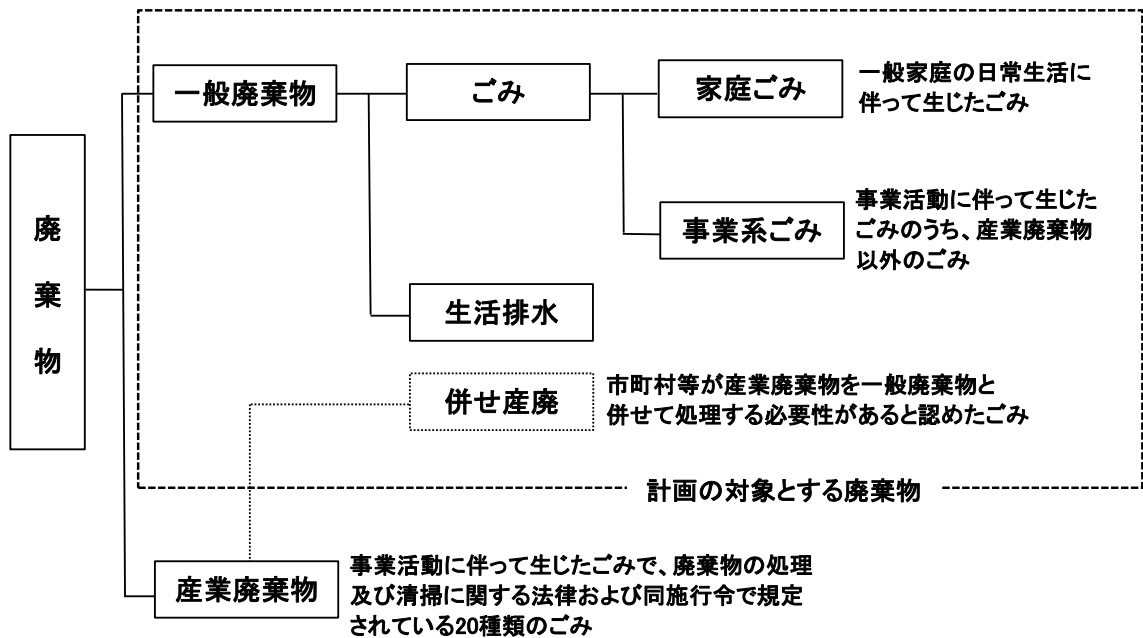
図表 1-2 計画期間と目標年度



3 対象廃棄物

本計画は市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。

図表 1-3 対象廃棄物

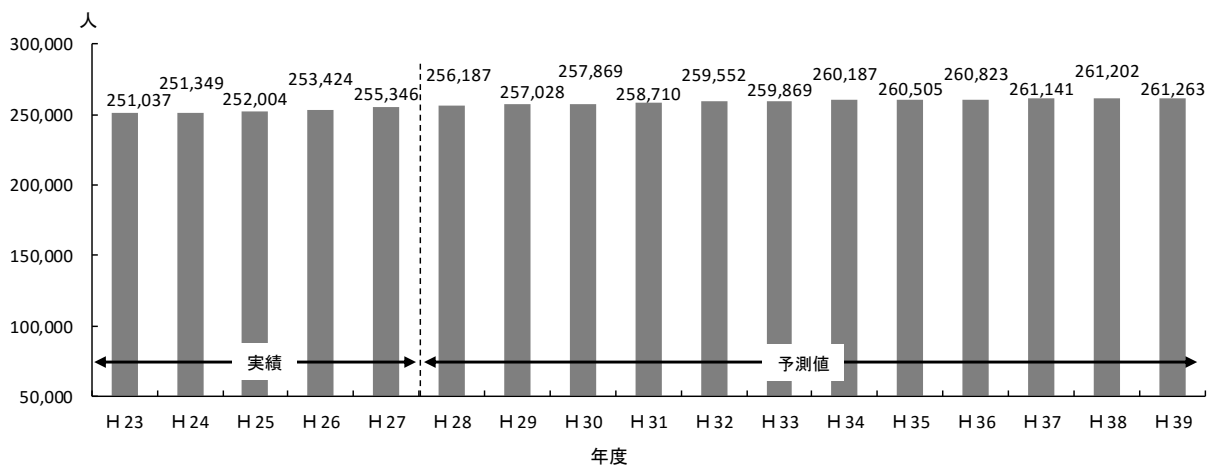


4 将来人口

将来人口は、総合計画に基づく人口(各年4月1日)を採用します。

今後10年間については増加傾向となり、計画の目標年度である平成39(2027)年度の人口は261,263人と予測されます。

図表 1-4 将来人口の推移



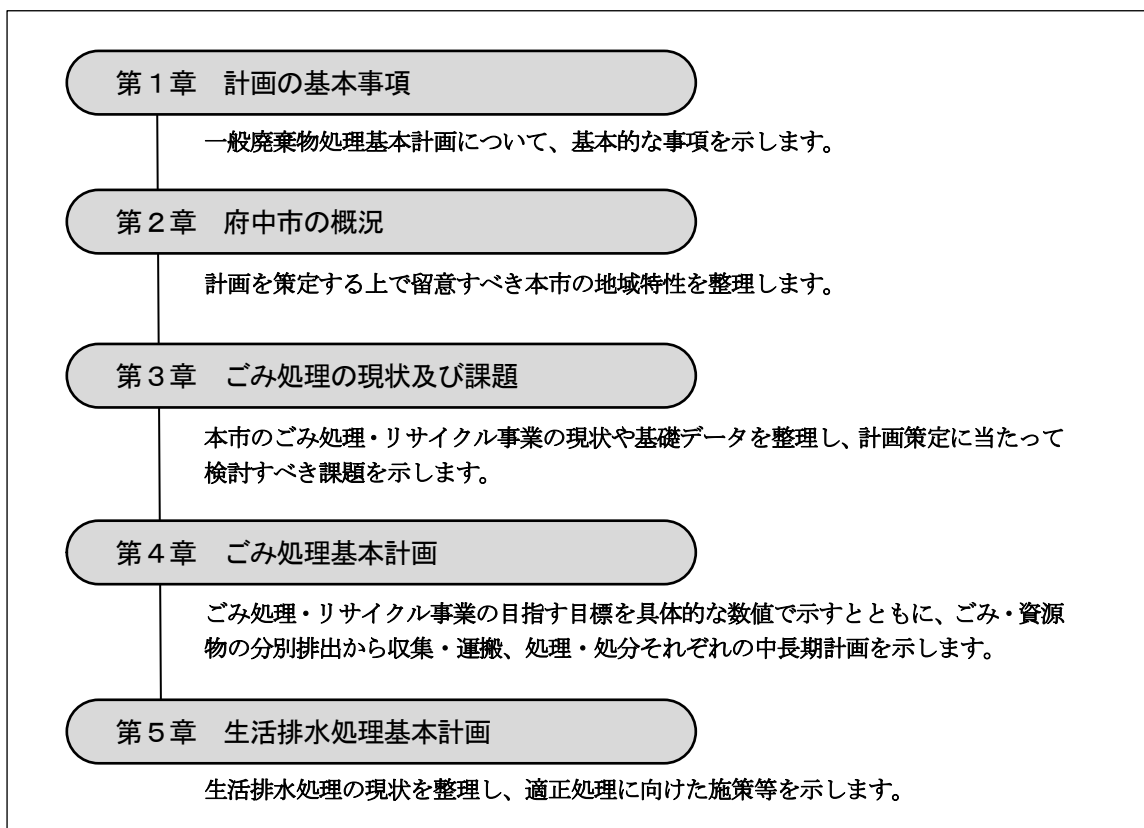
第4節 計画の構成

本計画の構成は、図表 1-5 のとおりです。

本章では、計画の背景・目的、目指す都市像、計画の基本事項などを述べてきましたが、続く第2章・第3章では、本市の地域的な特性やごみ処理システムの現状と課題を整理した上で、検討すべき課題を示します。第4章ではごみ処理・リサイクル事業の目指す目標を具体的な数値として示し、これに向けたごみ・資源物の分別排出から処理・処分に至る基本計画を示します。

第5章は生活排水の基本計画を示します。

図表 1-5 計画の構成



第2章 府中市の概況

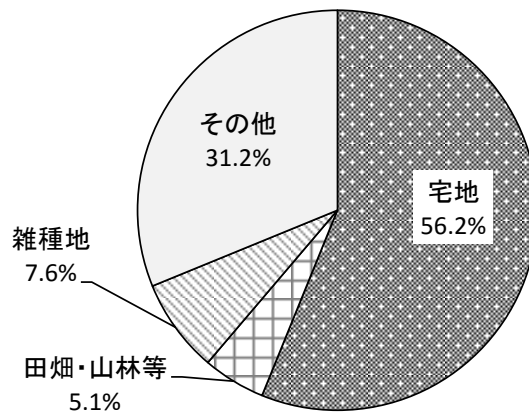
第1節 本市の位置・土地利用動向

府中市は東京都のほぼ中央、新宿副都心から西方約22kmの距離に位置し、面積は29.43km²、東西に8.75km、南北に6.70kmと多摩地域では7番目の大きさの市です。東は調布市、西は国立市、南は日野市、多摩市、稲城市、北は小金井市、国分寺市と接しています。江戸時代には甲州街道の宿場町として栄え、明治以降は郡役所が置かれるなど、多摩地域の中心として歴史的役割を担ってきました。現在も大規模な工場が立地するほか、都心への通勤にも便利なことから、宅地の割合が56.2%と高くなっています。

図表 2-1 本市の位置



図表 2-2 土地利用の状況



資料：平成27年版府中市統計書

第2節 人口・世帯動向

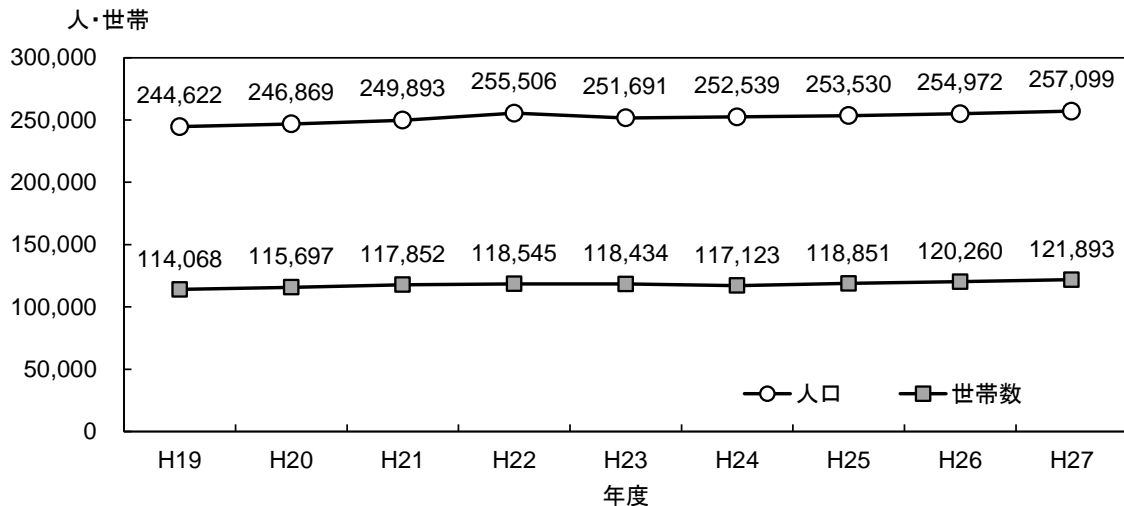
本市の人口は、平成22年度に25万人を超え、平成27年10月1日現在257,099人、世帯数は121,893世帯と、人口・世帯数とともに増加傾向にあります。

図表2-4にみるように、年間1万5千人前後の転出入者があり、転出者より転入者が多い傾向がみられます。

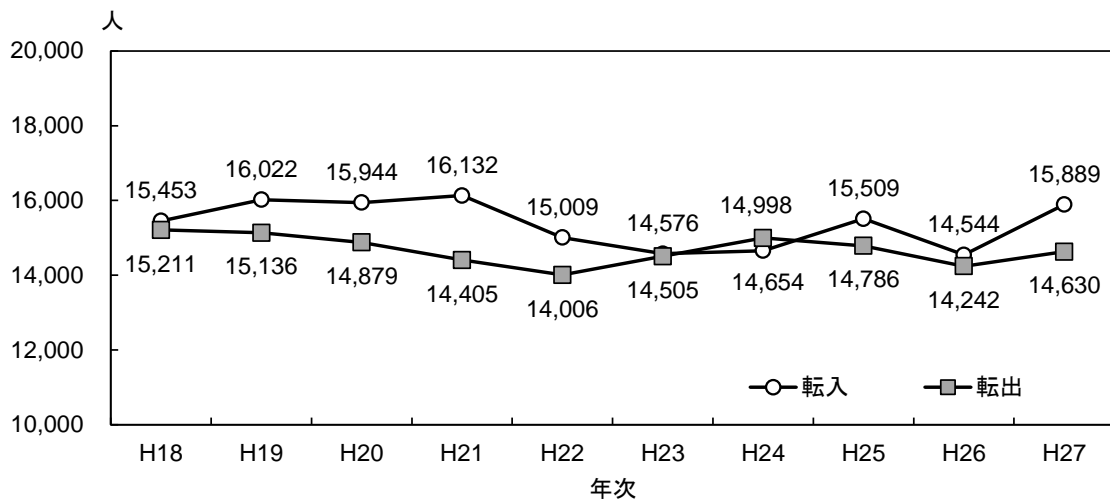
本市の年齢別人口構成は、40～44歳にピークがある中膨れ型になっています。15歳未満の人口は全人口の約13.7%、65歳以上の人口は20.8%となっており、少子・高齢化が今後も進むものと考えられます。

世帯人員別の世帯数割合は、1人世帯が42.4%と最も多く、次いで2人世帯が23.7%、3人世帯が16.5%となっています。平成26年1月1日現在の平均世帯人数は約2.1人です。国勢調査によると、全世帯の64.7%は共同住宅に住んでおり、5階以下の低層共同住宅の居住世帯が約44.0%、6階以上の中高層共同住宅の居住世帯が約20.7%となっています。

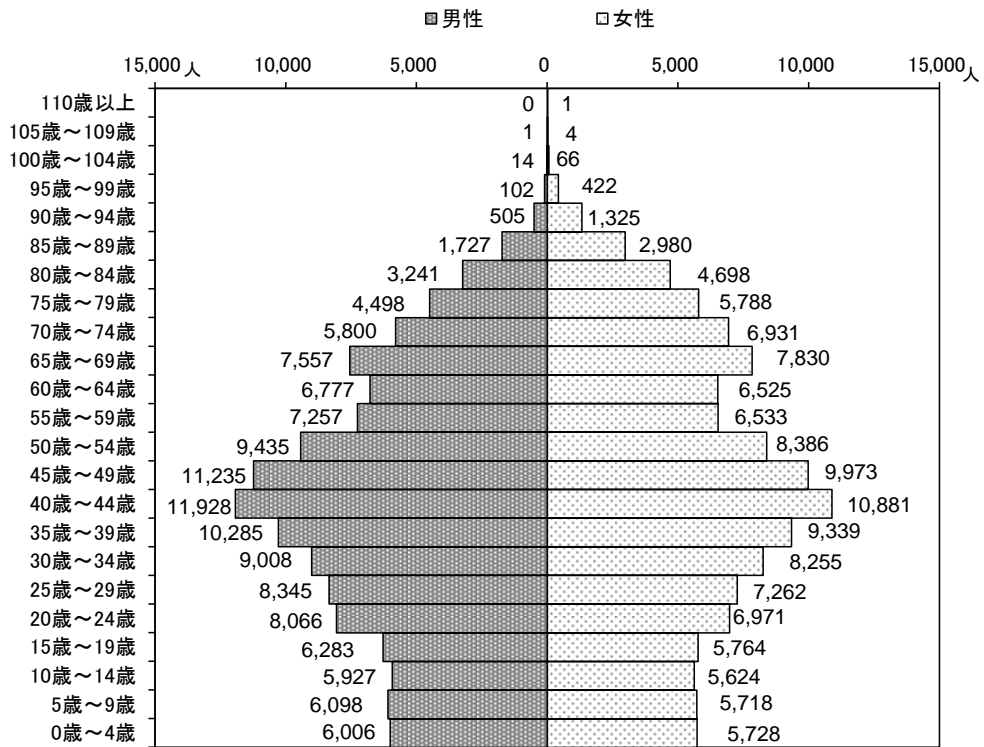
図表 2-3 人口・世帯数の推移



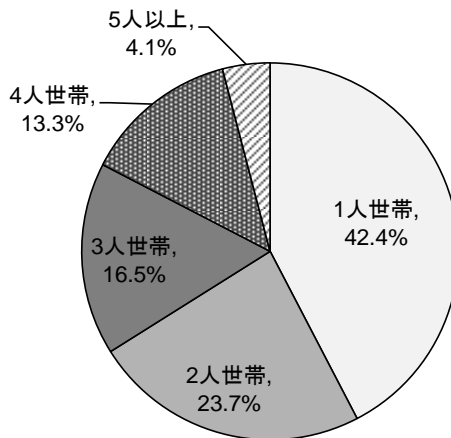
図表 2-4 社会動態人口（他地域からの転入・転出）



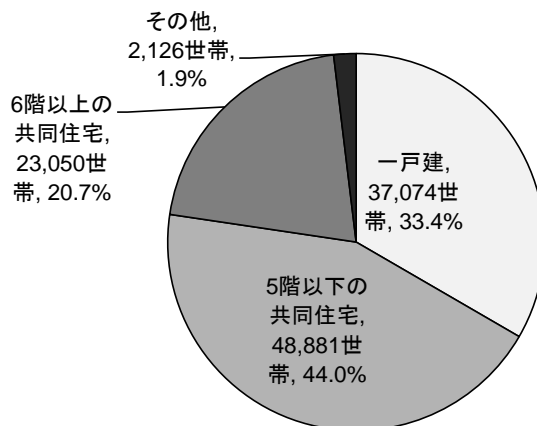
図表 2-5 年齢別男女別人口（平成 27 年 10 月 1 日現在 住民基本台帳）



図表 2-6 世帯人員別の世帯数割合（平成 26 年 1 月 1 日現在）



図表 2-7 居住形態別の世帯数割合

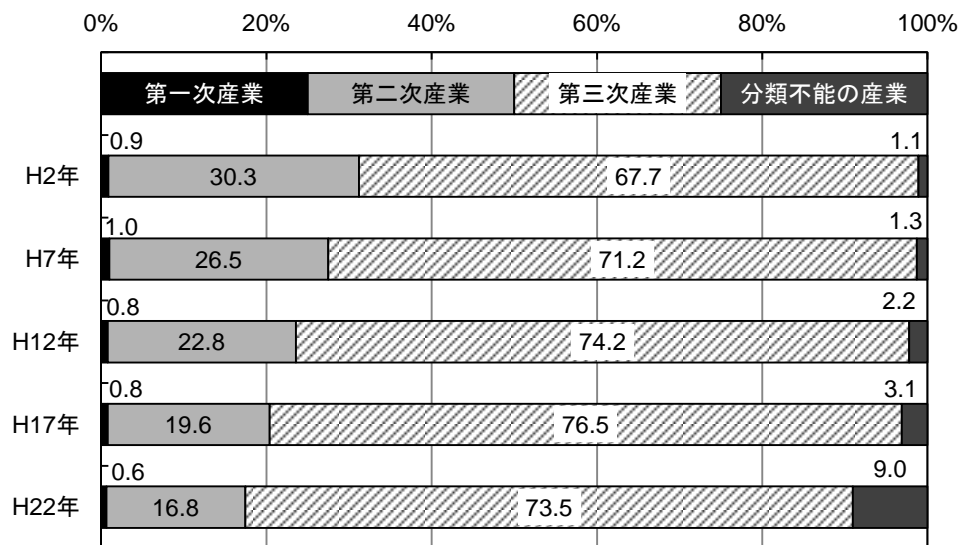


第3節 産業動向

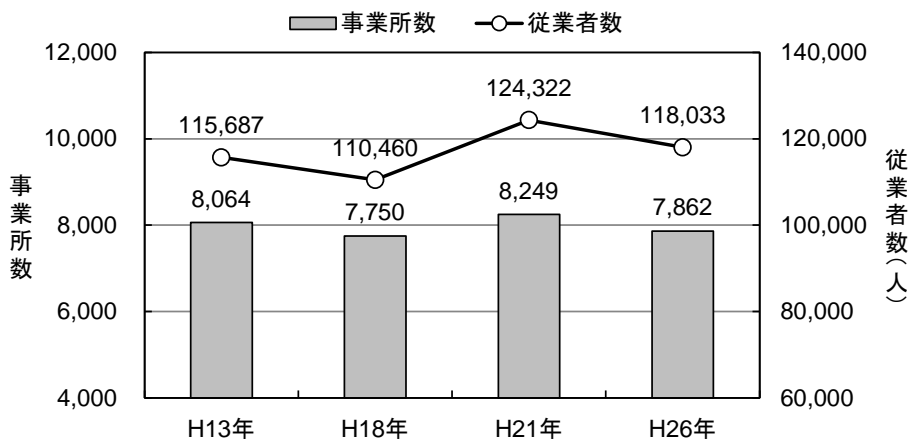
本市では、第三次産業の人口割合が最も多く、平成22年度は73.5%となっています。第二次産業は、平成2年から平成22年の間に10%以上減少しています。また、第一次産業の割合は1%以下と少なく、さらに減少する傾向にあります。

市内の事業所数は、平成26年現在で7,862事業所となっており、平成21年に増加がみられたものの、再び減少しています。業種別にみると、最も多い卸売業、小売業が21.8%、次いで宿泊業、飲食サービス業が13.7%となっています。

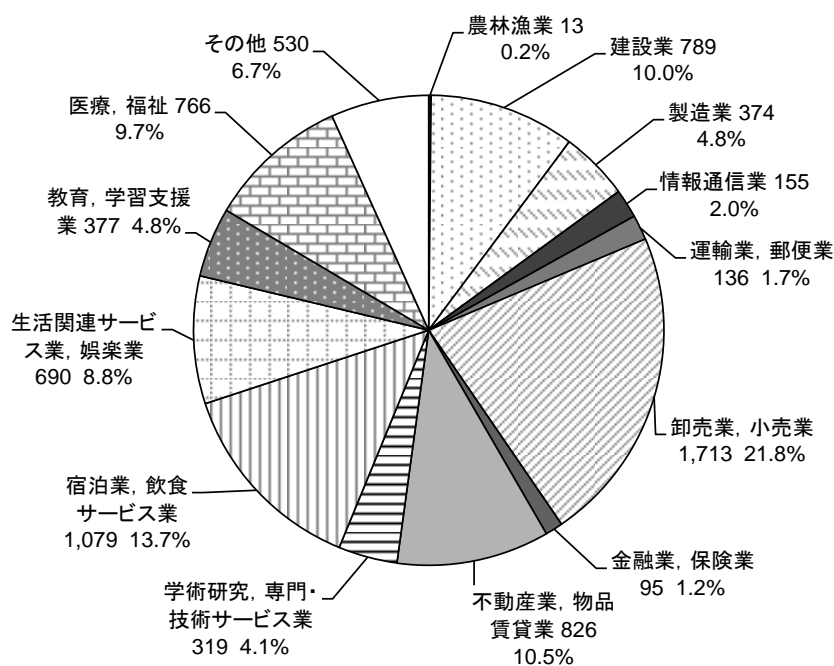
図表 2-8 産業人口別割合の推移



図表 2-9 事業所数・従業者数



図表 2-10 事業所の産業分類別内訳



第4節 まちづくりに関する計画など

本市の総合計画については、平成26年度から平成33(2021)年度を計画期間とする「第6次府中市総合計画」が平成25年10月に策定されています。総合計画では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～」を都市像としており、基本目標の一つには「安全で快適に暮らせる持続可能なまち」が掲げられています。循環型社会の形成に係る施策としては、「ごみ減量化・資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」があり、前期計画(平成26～29年度)における施策指標とその目標値として、図表2-11に示す5項目が定められています。

また、平成26年3月に策定された「第2次府中市環境基本計画」(計画期間:平成26年度から平成34(2022)年度)では、望ましい環境像として「人も自然もいきいきする環境都市・府中」を掲げています。この計画は、本市における環境保全に係る施策の基本的事項を定めるとともに、第6次府中市総合計画に示された施策を環境面から具体化し、支えていく計画としています。

図表 2-11 第6次府中市総合計画における指標と目標値

指標	平成29年度 目標値
ごみ減量化・資源化の推進	
ごみの減量やりサイクルに取り組んでいる市民の割合	93%
市民1人当たりのごみ・資源の排出量	595g/日
ごみの適正処理の推進	
最終処分場への搬入量	1,800t
市民1人当たりの多摩川衛生組合への搬入量	430g/日
市民1人当たりのリサイクルプラザへの搬入量	135g/日

第3章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 本市のごみ処理事業

1 沿革

本市の家庭ごみについては、燃やすごみは昭和43年から、燃やさないごみは昭和46年から市全域でダストボックス収集を行ってきました。一方、リサイクルについては、自治会等の集団回収への支援を中心に進めてきましたが、平成に入り、びん、缶、紙類、布類などをダストボックス脇で分別収集したり、ペットボトルやトレイの拠点回収を開始しました。また、容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成18年以降はプラスチックも分別収集の対象としました。

事業系ごみの燃やすごみについては、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」といいます。）による収集、もしくは事業者自らがクリーンセンター多摩川へ直接搬入することとなっています。なお、ごみの排出量が1日10kg未満の事業者（以下「少量排出事業者」といいます。）については、市に事前登録した場合において、市指定の事業系有料袋で市の収集に出すことができます。

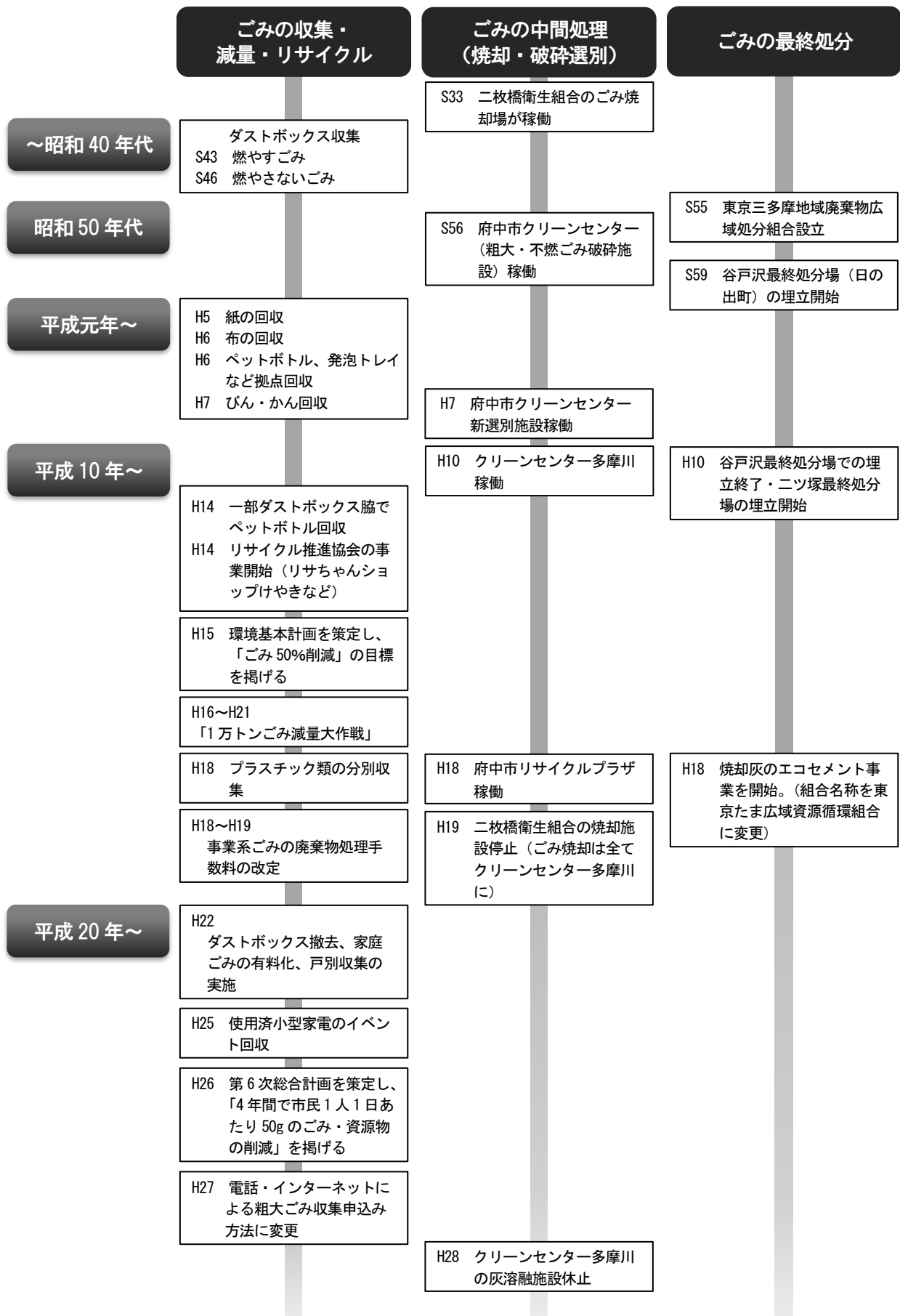
平成16年から5年間で1万トンのごみ減量を目指す「1万トンごみ減量大作戦」を実施し、駅前やスーパー等の店頭でのキャンペーン活動など、様々な取組を展開した結果、平成21年度には平成13年度比で9,300トンのごみの減量を実現しました。

同時に、ダストボックス収集のあり方についても、市民・事業者・学識者が参加する「府中市廃棄物減量等推進審議会」での審議を経て、平成22年2月にダストボックスの撤去と併せ、家庭ごみの有料化、戸別収集へと制度を変更しました。この家庭ごみの収集方法変更に伴い、少量排出事業者についても、排出場所を特定するために登録制とし平成22年7月からは従来の「燃やすごみ」に加え、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」についても市指定の有料袋による収集を開始しました。

さらに、リサイクル推進に向け、使用済み小型家電のイベント回収（平成25年10月～）、羽毛布団のリサイクル（平成25年12月～）、陶磁器・ガラスのリサイクル（平成27年4月～）、生ごみ資源循環型モデル事業（平成27年12月～平成29年3月）などに取り組んでいます。

また、平成25年度を目標年度とした前環境基本計画の重要施策であった「10年間でごみ50%削減」については、目標の達成とはなりませんでしたが、37.1%の削減効果が得られました。翌年の平成26年度以降については、第6次府中市総合計画の中で、ごみ減量・3Rの推進の目標として、平成26年度から平成29年度の4年間で、ごみ・資源物を含めた総ごみ量の「市民1人1日当たり50グラムの削減」を掲げており、平成28年度実績は617グラムとなっています。目標達成に向けては、より一層の取組の推進が求められます。

図表 3-1 沿革



2 分別区分および排出方法

(1) 家庭ごみ

ア 分別区分

平成 28 年度末時点での家庭ごみの分別区分は図表 3-2 のとおりです。

図表 3-2 家庭ごみの分別区分

分別区分	主な対象
燃やすごみ	生ごみ/割りばしなどの木製品/ティッシュなどの汚れた紙/レシート(感熱紙)/裏が銀色・茶色の紙/パック/紙コップ・ヨーグルト・アイス等防水加工がされている紙容器/洗剤の紙箱 など
燃やさないごみ	プラスチック製品(プラマークがついていないもの)/プラスチックのおもちゃ/CD/DVD/金属製品/ゴム製品/ガラス/茶わん/白熱電球 など
容器包装プラスチック	食品トレイ/惣菜のパック/お菓子の袋/シャンプーなどのボトル類/発泡スチロール などプラマークのあるもの
粗大ごみ	最大辺(品物の最も長い1辺)が40センチメートル(電気製品は30センチメートル、棒状のものは80センチメートル)以上のもの
雑誌・雑がみ	雑誌/本/パンフレットなどチラシ類/包装紙/ティッシュやお菓子の紙箱/トイレトペーパーの芯/シュレッダーした紙 など
紙パック	紙パック
新聞	新聞/折り込みチラシ
段ボール	段ボール
古布	衣類/タオル/タオルケット/薄手のカーテン など
びん	飲食料用のびん/化粧びん
かん	飲食料用のかん
ペットボトル	飲料・酒類・特定の調味料(しょう油やめんつゆなど)のペットボトル
有害ごみ	蛍光灯/電球型蛍光ランプ/乾電池/水銀体温計など水銀を含むもの
危険ごみ	ライター/スプレー缶などガスが含まれるもの/小型充電式家電・充電式電池
おむつ	子供用・介護用などのおむつ
落ち葉・下草	45リットルまでの大きさの袋に入れたもの
せん定した枝	個人で自宅の庭木などをせん定した枝(一本の直径が5センチメートル未満)
家庭廃食油	家庭で使用した食用油
使用済みはがき	はがき/封筒

イ 排出方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックの3品目については、市指定の有料袋での排出となっています。各品目の袋の大きさと料金は図表3-3のとおりです。平成22年12月からは燃やさないごみ(SS)、容器包装プラスチック(SS、S)の容量の小さな袋の販売も開始しています。

図表 3-3 家庭ごみの袋の大きさと料金

	単位:円/枚			
	5リットル (SS袋)	10リットル (S袋)	20リットル (M袋)	40リットル (L袋)
燃やすごみ	10	20	40	80
燃やさないごみ	10	20	40	80
容器包装プラスチック	5	10	20	40

市指定の有料袋で回収する3品目を含め、排出方法は図表3-4のとおりです。平成29年3月より「小型充電式電池」及び「充電式電池を取り外せない小型家電(30cm未満)」は「危険ごみ」として排出方法が変更となっています。

図表 3-4 家庭ごみの排出方法

分別区分	排出方法
燃やすごみ	市指定有料袋(緑色)
燃やさないごみ	市指定有料袋(オレンジ色)
容器包装プラスチック	市指定有料袋(ピンク色)
粗大ごみ	有料の粗大ごみシールを貼付 ※府中市リサイクルプラザへの直接搬入も可(1世帯あたり1日10点まで)
雑誌・雑がみ	雑誌:ひもで十字に縛る 雑がみ:雑誌に挟むか、紙袋に入れひもで十字に縛る シュレッター紙:紙袋又は透明・半透明の袋(45リットルまで)
紙パック	ひもで十字に縛る
新聞	
段ボール	
古布	透明・半透明の袋(45リットルまで)に入れひもで十字に縛る
びん	かごなどの容器
かん	
ペットボトル	
有害ごみ	かごなどの容器または透明・半透明の袋
危険ごみ	
おむつ	透明・半透明の袋(「燃やすごみ」の収集日に排出)
落ち葉・下草	
せん定した枝	粗大ごみコールセンターへ事前申込み ※5束まで無料 (1束は長さ60センチメートル、直径30センチメートル以内)
家庭廃食用油	各文化センターへ持込み
使用済みはがき	市役所、各文化センター、グリーンプラザ分館へ持込み

ウ 市で収集しないごみ

次のごみについては、市の収集対象とせず、販売店や専門の処理業者へ処理を依頼する事となっています。

- | |
|--|
| (ア) 家電6品目（小売店などに処理を依頼）
家電リサイクル法 ^{*9} の対象である洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機 |
| (イ) パソコン（メーカーなどに処理を依頼）
資源有効利用促進法 ^{*10} に基づきメーカーで処理が義務付けられているパソコン本体、ディスプレイ |
| (ウ) オートバイ・原動機付自転車（廃棄二輪車取扱店などに処理を依頼） |
| (エ) 適正処理が困難な物（処理業者などに処理を依頼）
プロパンガスボンベ、車・オートバイの部品、土砂・コンクリート、ピアノ、建築資材、バッテリー、消火器、廃油、たたみ、ブロックなど |

(2) 事業系ごみ

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理は、自己処理が原則です。許可業者へ処理を委託するか、クリーンセンター多摩川へ自己搬入することとなります。自己搬入した場合の事業系ごみの処理手数料は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に基づき、42 円/kg となっています。

分別区分は、基本的に家庭ごみと同じです（粗大ごみ、古布、有害ごみ、危険ごみ、おむつ、落ち葉・下草、せん定した枝葉、家庭廃食用油を除く）。

少量排出事業者については、市に事前登録をした事業者のみ、燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックについて、事業系有料袋を使用し、市の収集へ排出することができます。

図表 3-5 事業系ごみの袋の大きさ・価格

単位：円/枚

	23リットル (M袋)	45リットル (L袋)
燃やすごみ	120	250
燃やさないごみ	120	250
容器包装プラスチック	120	250

^{*9} 家電リサイクル法：資料編 37 ページ

^{*10} 資源有効利用促進法：資料編 37 ページ

3 収集運搬の状況

(1) 収集体制

平成 28 年度末現在の分別区分ごとの収集主体、収集方法、収集頻度を図表 3-6 に示します。

収集主体は、すべて委託収集となっています。

収集頻度は、燃やすごみが週 2 回、容器包装プラスチック・紙パック・古布が週 1 回となっています。粗大ごみ、せん定した枝については申込制となっており、指定日の収集となります。その他の品目は図表 3-6 のとおりです。

収集日や排出方法等の周知は、毎年全戸配布している「ごみ・資源物の出し方カレンダー」で行っています。

図表 3-6 ごみ・資源物の収集体制

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	備考
燃やすごみ	委託	パッカー車による 収集 戸建住宅：戸別 収集 集合住宅：ステー ション収集	週に2回	おむつ、落ち葉・下草類も同時収集
おむつ			週に2回	
落ち葉・下草			週に2回	
燃やさないごみ			2週に1回	
容器包装プラスチック			週に1回	
雑誌・雑がみ			2週に1回	
紙パック			週に1回	
新聞			4週に1回	
段ボール			2週に1回	
古布			週に1回	
かん			平ボディー車による 収集	各2週に 1回
ペットボトル				
びん				
有害ごみ				
危険ごみ		委託・ 持込	ダンプ車による戸 別収集	申込制、 指定日収集
粗大ごみ				
せん定した枝				
家庭廃食油	委託	ダンプ車による 拠点回収	月に1回	

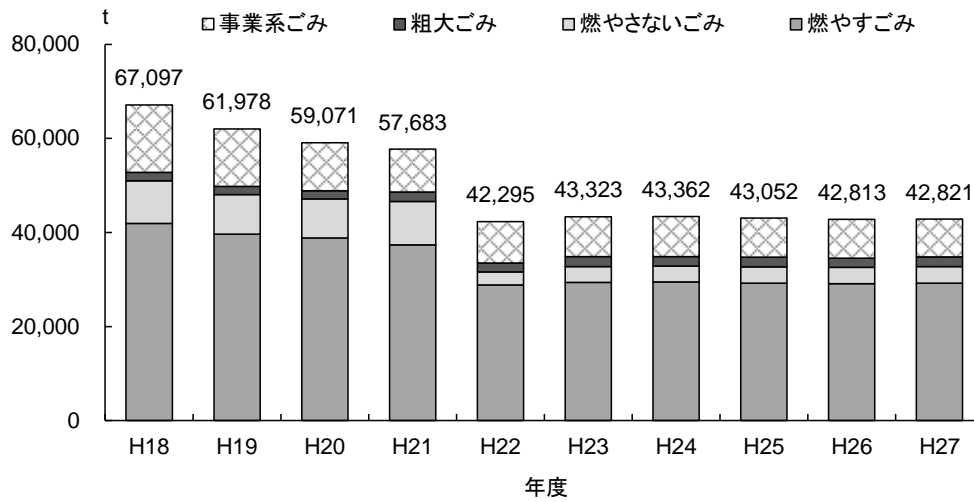
(2) 収集量の実績

ア ごみ量

本市のごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）の推移は図表 3-7 のとおりです。ごみ量は平成 17 年度にピークとなって以降減少し、平成 27 年度のごみ量は 42,821 トンとなっています。特に、平成 22 年度はダストボックスの撤去、家庭ごみの有料化、戸別収集の開始により大きく減少しました。しかし、その後は 4 万 2 千トンから 4 万 3 千トンで推移しており、減量が進んでいない状況です。

総合計画に掲げた「10 年間でごみの 50%削減」の目標は、このごみ量を用いており、平成 25 年度までに 25,343 トンの減量をしましたが、減量率は 37.1%と達成には至りませんでした。

図表 3-7 ごみ量の推移



※ごみ量=燃やすごみ+燃やさないごみ（平成 21 年度までのプラスチック類含む）+粗大ごみ+事業系ごみ

イ 総ごみ量

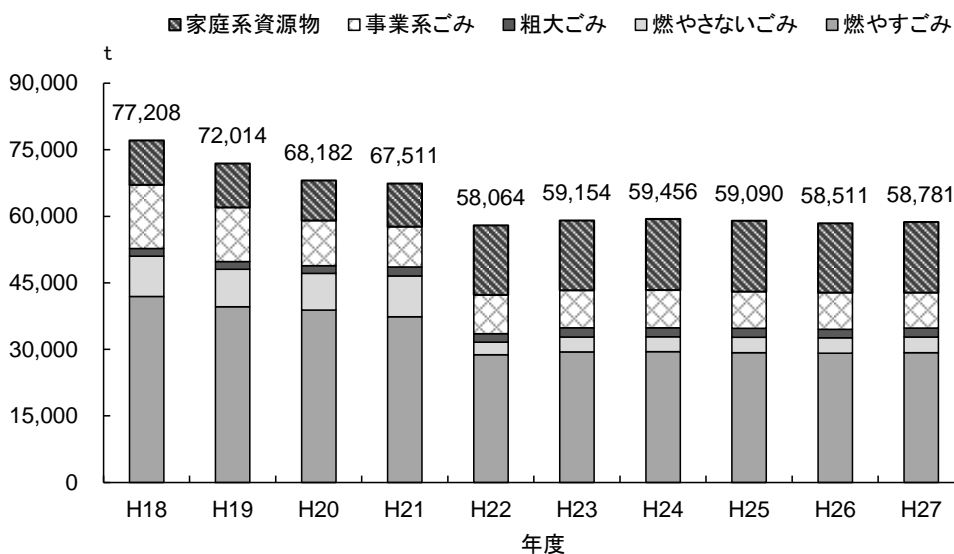
本計画では、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、事業系ごみに資源物を加えた量を総ごみ量と呼びます。

本市の総ごみ量の推移を図表 3-8 に示します。

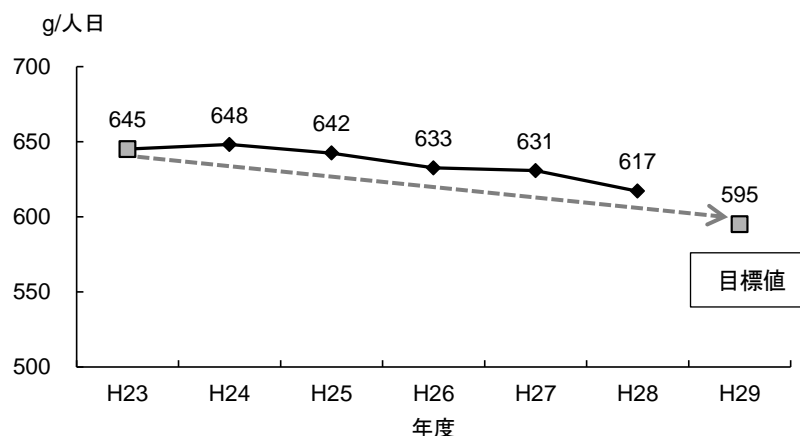
平成 22 年度以降はプラスチック類から分別を変更し、容器包装プラスチックを資源物として回収するなど家庭系資源物の収集量が増加しましたが、近年はいずれのごみも横ばい傾向にあります。

また、平成 23 年度を基準年として、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で「市民 1 人 1 日当たりの総ごみ量 50 グラム削減」を掲げており、平成 28 年度は 617g/人日となっており、削減量は 28 グラムとなっています。

図表 3-8 総ごみ量の推移



図表 3-9 1人1日当たり総ごみ量の推移



1人1日当たり排出量については、各年4月1日現在の人口で作成

ウ 総ごみ排出量

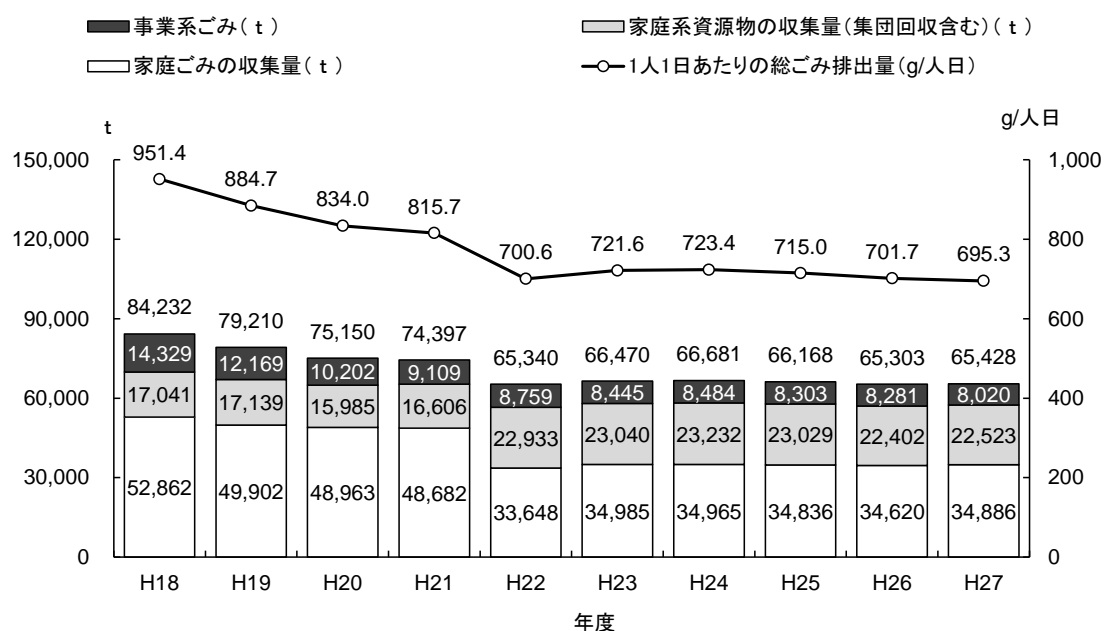
前項の総ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、事業系ごみ、資源物）にさらに集団回収を加えた量を総ごみ排出量と呼びます。

本市の総ごみ排出量の推移を図表 3-10 に示します。

集団回収を含む家庭系資源物の収集量は平成 22 年度以降増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

1人1日当たりの総ごみ排出量をみると、平成 23～24 年度は増加しましたが、再び減少傾向に変わり、平成 27 年度には 695.3g/人日となっています。

図表 3-10 総ごみ排出量の推移



1人1日当たり総ごみ排出量については、各年10月1日現在の人口で作成

図表 3-11 総ごみ排出量の推移詳細（年間）

単位:t

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭ごみ	燃やすごみ	41,917	39,615	38,849	37,369	28,821	29,410	29,506	29,247	29,118	29,235
	燃やさないごみ	6,101	2,601	2,614	3,285	2,787	3,356	3,360	3,478	3,482	3,524
	プラスチック類	2,969	5,845	5,657	5,920						
	粗大ごみ	1,781	1,748	1,749	2,000	1,928	2,112	2,012	2,024	1,932	2,042
	有害ごみ	94	93	94	108	112	107	87	87	88	85
	小計	52,862	49,902	48,963	48,682	33,648	34,985	34,965	34,836	34,620	34,886
家庭系資源	古繊維	706	784	755	891	994	1,156	1,059	1,031	1,030	1,095
	新聞	1,760	1,579	1,155	1,098	1,008	842	922	931	864	951
	雑誌	2,402	2,266	1,863	2,430	4,398	4,396	4,363	4,462	4,300	4,309
	段ボール	1,593	1,593	1,602	1,613	1,267	1,281	1,480	1,517	1,518	1,578
	紙パック	14	12	10	21	78	71	64	60	57	57
	びん	2,067	2,138	2,125	2,180	2,023	2,024	2,012	2,031	2,034	2,063
	かん	811	798	763	752	672	653	676	660	638	622
	容器包装プラスチック					4,452	4,494	4,507	4,331	4,263	4,306
	ペットボトル	578	693	680	679	758	800	837	847	828	821
	油	6	7	6	7	6	6	6	6	6	7
	トレイ	9									
	生ごみ	71	73	58	47						
	はがき				2	2	2	2	2	2	2
せん定枝							78	73	70	65	
小計	10,017	9,943	9,017	9,721	15,657	15,724	16,007	15,952	15,609	15,876	
事業系燃やすごみ	14,329	12,169	10,202	9,109	8,759	8,445	8,484	8,303	8,281	8,020	
集団回収	7,024	7,196	6,968	6,885	7,276	7,316	7,225	7,077	6,793	6,647	
総排出量	84,232	79,210	75,150	74,397	65,340	66,470	66,681	66,168	65,303	65,428	

図表 3-12 1人1日当たりの総ごみ排出量の推移詳細

単位:g/人日

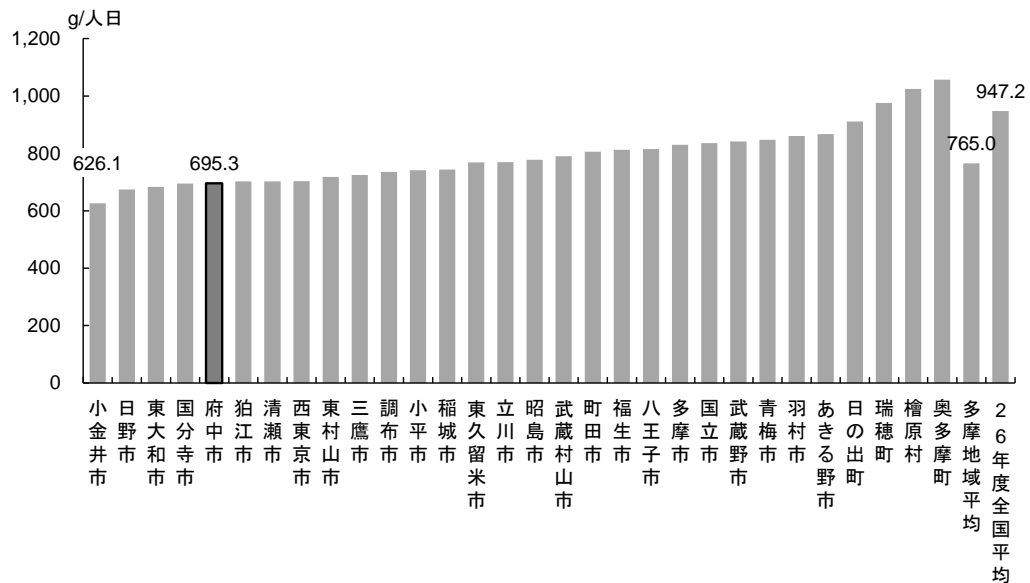
年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口(人)		242,563	244,622	246,869	249,893	255,506	251,691	252,539	253,530	254,972	257,099
家庭ごみ	燃やすごみ	473.4	442.5	431.1	409.7	309.0	319.3	320.1	316.1	312.9	310.7
	燃やさないごみ	68.9	29.1	29.0	36.0	29.9	36.4	36.5	37.6	37.4	37.4
	プラスチック類	33.5	65.3	62.8	64.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	20.1	19.5	19.4	21.9	20.7	22.9	21.8	21.9	20.8	21.7
	有害ごみ	1.1	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2	0.9	0.9	1.0	0.9
	小計	597.0	557.4	543.3	533.7	360.8	379.8	379.3	376.5	372.0	370.7
家庭系資源	古繊維	8.0	8.8	8.4	9.8	10.7	12.5	11.5	11.1	11.1	11.6
	新聞	19.9	17.6	12.8	12.0	10.8	9.1	10.0	10.1	9.3	10.1
	雑誌	27.1	25.3	20.7	26.6	47.2	47.7	47.3	48.2	46.2	45.8
	段ボール	18.0	17.8	17.8	17.7	13.6	13.9	16.1	16.4	16.3	16.8
	紙パック	0.2	0.1	0.1	0.2	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
	びん	23.3	23.9	23.6	23.9	21.7	22.0	21.8	22.0	21.9	21.9
	かん	9.2	8.9	8.5	8.2	7.2	7.1	7.3	7.1	6.9	6.6
	容器包装プラスチック	0.0	0.0	0.0	0.0	47.7	48.8	48.9	46.8	45.8	45.8
	ペットボトル	6.5	7.7	7.5	7.4	8.1	8.7	9.1	9.2	8.9	8.7
	油	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	トレイ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生ごみ	0.8	0.8	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	はがき	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
せん定枝	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.7	0.7	
小計	113.2	111.0	100.1	106.5	167.9	170.7	173.7	172.4	167.7	168.7	
事業系燃やすごみ	161.8	135.9	113.2	99.9	93.9	91.7	92.0	89.7	89.0	85.2	
集団回収	79.3	80.4	77.3	75.5	78.0	79.4	78.4	76.5	73.0	70.6	
総排出量	951.3	884.7	833.9	815.7	700.6	721.6	723.4	715.0	701.7	695.3	

各年 10月1日現在の人口で作成

平成 27 年度における多摩地域 30 市町村の 1 人 1 日当たりの総ごみ排出量を図表 3-13 に示します。本市は 695.3g/人日で、多摩地域の中では 5 番目に少なく、多摩地域平均を下回っています。この 1 人 1 日当たり総ごみ排出量は、事業系ごみや市で収集した資源物、集団回収も含んだ排出量です。

平成 21 年度の実績では多摩地域で 12 番目、815.7g/人日でしたが、その後にダストボックスの撤去、家庭ごみの有料化、戸別収集へと制度変更が行われたことや「10 年間でごみ 50% 削減」への取組の効果が表れたと考えられます。

図表 3-13 多摩地域各市町村の 1 人 1 日当たりの総ごみ排出量



(3) 集団回収の状況

平成 28 年度末現在の集団回収に対する奨励金、補助金の交付金額を図表 3-14 に示します。

平成 23 年度に金額の変更があり、実施団体に対する奨励金のうち、紙パックが 8 円/kg から 10 円/kg に、再生資源取扱業者に対する補助金は、1 円/kg から 2 円/kg (古繊維、古紙類、紙パック)、1 円/本から 2 円/本 (びん類) にそれぞれ増額されました。

図表 3-14 集団回収への奨励金、補助金

対象	実施団体に対する奨励金	再生資源取扱業者に対する補助金
古繊維	10円 /kg	2円 /kg
古紙類	10円 /kg	2円 /kg
古鉄類	10円 /kg	2円 /kg
びん類	10円 /本	2円 /本
紙パック	10円 /kg	2円 /kg

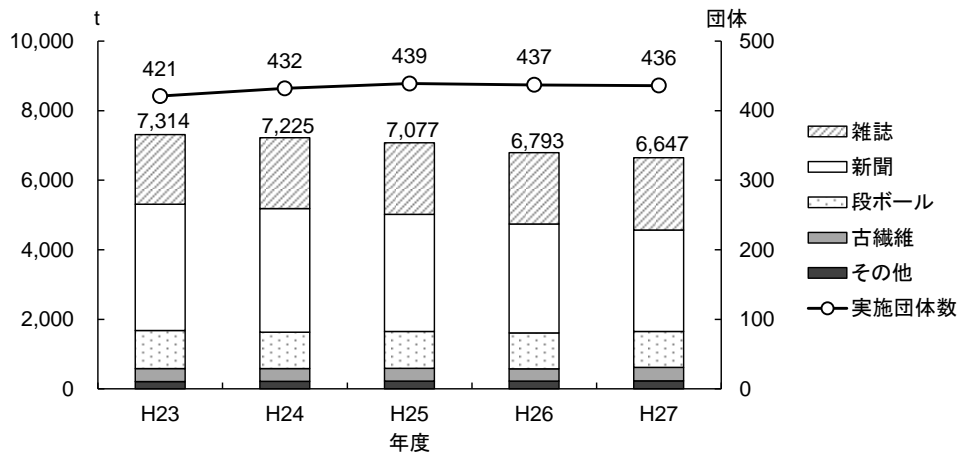
また、集団回収実施団体数、回収量を図表 3-15、16 に示します。近年、団体数は横ばい、回収量は減少傾向となっています。回収資源の内訳は、新聞・雑誌・段ボールといった古紙類が多く、90%以上を占めています。なお、再生資源取扱業者数は 24 業者となっています。

図表 3-15 集団回収量・実施団体数の推移

単位:t

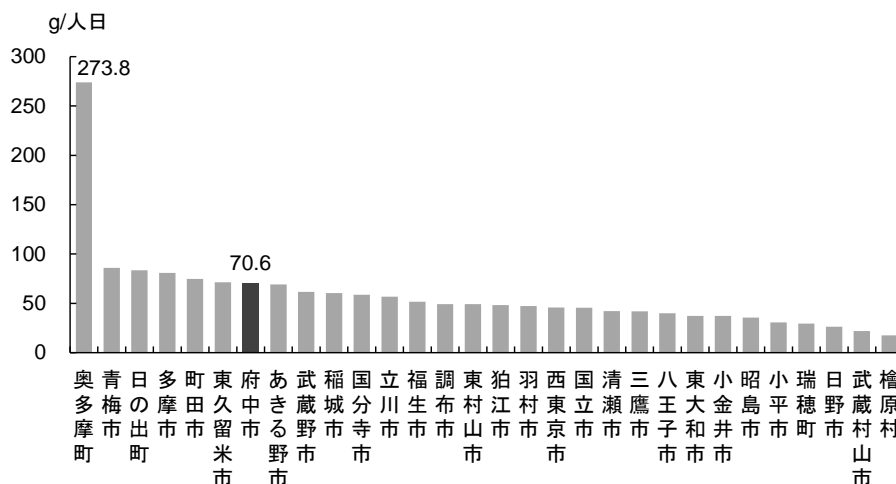
年度		H23	H24	H25	H26	H27
古繊維		376	365	365	353	389
新聞		3,628	3,554	3,368	3,131	2,920
雑誌		2,006	2,042	2,062	2,054	2,078
段ボール		1,097	1,045	1,058	1,031	1,029
紙パック		20	23	25	25	24
びん類	(本)	19,561	20,515	17,723	16,352	15,670
	(トン)	15	15	13	12	12
かん		173	180	186	187	195
合計		7,314	7,225	7,077	6,793	6,647
実施団体数(団体)		421	432	439	437	436

図表 3-16 集団回収量・実施団体数の推移



平成 27 年度の回収量 6,647 トンは、1 人 1 日あたりに換算すると、70.6g/人日です。これは多摩地区の中では、7 番目に高い水準となっています。しかし、近年は新聞購読者数の減少などにより、回収量全体は減少傾向にあります。

図表 3-17 多摩地域における 1 人 1 日当たり集団回収量 (平成 27 年度)



(4) ごみの組成

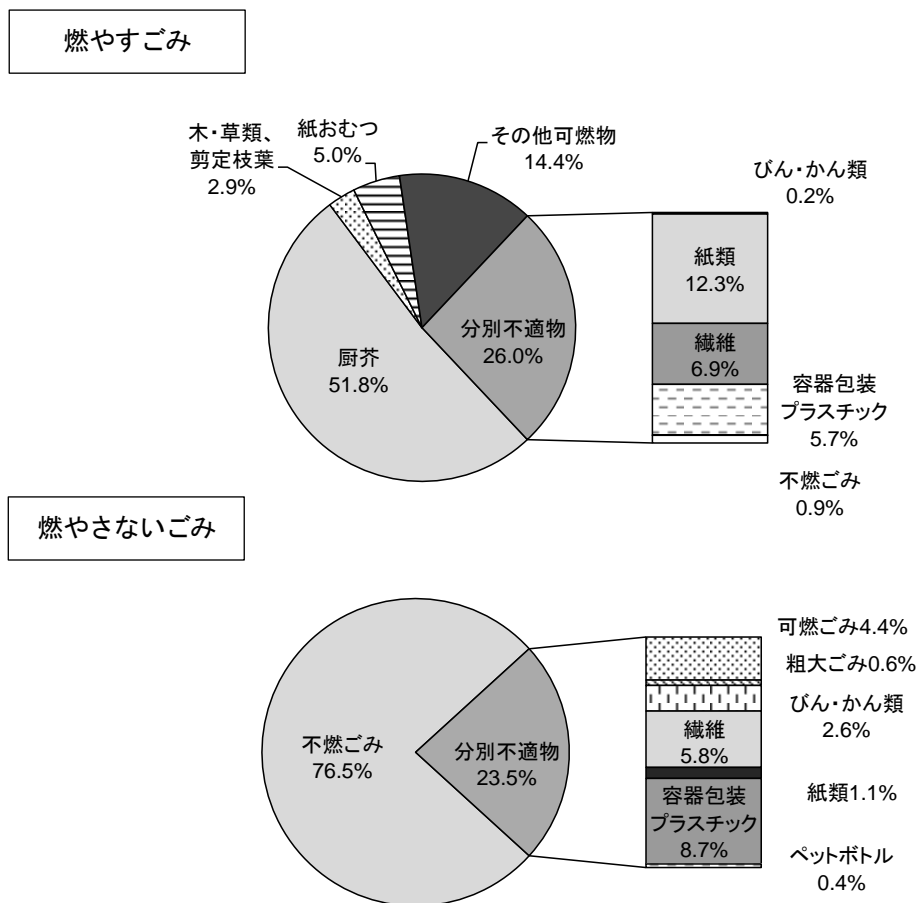
図表 3-18 のグラフは、平成 28 年 11 月に実施したごみの組成分析調査結果です。市内の戸建住宅地区、集合住宅地区、事業者地区から代表的な地区をそれぞれ選び、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」について内容を分析しました。

燃やすごみの約半分は生ごみ（厨芥）となっています。その他には、資源化できない紙などのその他可燃物が 14.4%となっており、紙おむつや木・草類、せん定枝葉も確認されています。一方、資源物や燃やさないごみといった分別不適合物は 3 つのごみの種別の中で最も高く、26.0%を占めています。分別不適合物の中では、新聞や雑誌、段ボール、雑紙などの紙類が最も多く 12.3%となっています。また、繊維や容器包装プラスチックが 6~7%、不燃ごみやびん・かん類は 1%以下となっています。

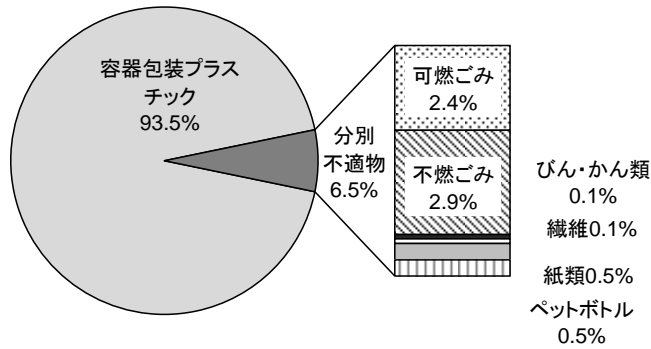
燃やさないごみについては、76.5%が正しく排出されています。分別不適合物は 23.5%となっています。分別不適合物の中では、容器包装プラスチックが 8.7%と最も多く、次いで繊維が 5.8%となっています。一部可燃ごみや紙類、粗大ごみも確認されており、分別の周知徹底が必要です。

容器包装プラスチックは適正排出されている割合が 93.5%と、3 つのごみの種別の中で最も高い結果となりました。分別不適合物の中では、不燃ごみが 2.9%となっており、次いで可燃ごみが 2.4%となっています。また、ペットボトルやびん・かん類、紙類、繊維などの資源物も、わずかですが混入しています。

図表 3-18 各項目の組成調査結果



容器包装プラスチック



平成 28 年 11 月 湿ベース組成

3 地区（戸建住宅地区、集合住宅地区、事業者地区）の平均値

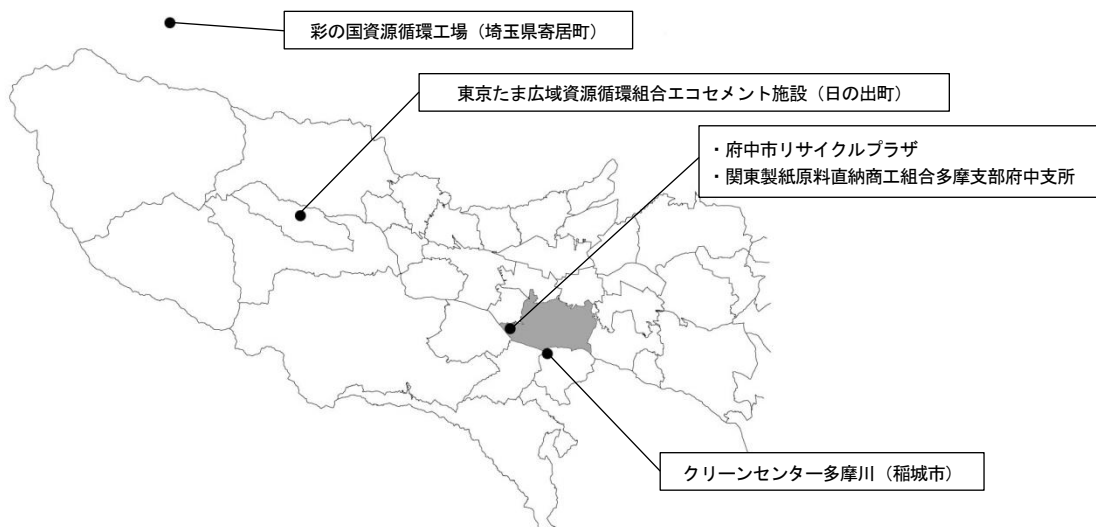
4 中間処理^{*11}・リサイクルの状況

(1) 施設

本市のごみの焼却処理は、狛江市、稲城市、府中市及び国立市で構成される一部事務組合「多摩川衛生組合」のクリーンセンター多摩川で行われています。燃やさないごみ、粗大ごみ、プラスチック及びびん定枝の処理は、本市の府中市リサイクルプラザで行っています。資源物のうち、古紙類・古布類は民間処理業者で選別・保管され、製紙工場等で再生されます。

なお、クリーンセンター多摩川の可燃ごみ搬入基準に適さない、府中市リサイクルプラザから搬出される選別残さ（不燃系残さ）については、埼玉県寄居町にある民間施設の彩の国資源循環工場で熱分解ガス化改質処理^{*12}によるリサイクルが行われています。

図表 3-19 府中市のごみ・資源物を処理・リサイクルしている主な施設



*11 中間処理：資料編 39 ページ参照

*12 熱分解ガス化改質処理：資料編 39 ページ参照

ア 府中市リサイクルプラザ

平成 18 年度から稼働している府中市リサイクルプラザでは、燃やさないごみ、粗大ごみの破砕選別処理、びん・かん、ペットボトル、容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包処理等を行う総合的なリサイクル拠点施設です。

また、自転車や家具等の修理・再生事業も行っています。

図表 3-20 府中市リサイクルプラザの概要

所在地	府中市四谷6丁目58番地
敷地面積	20,542.66㎡
竣工	平成18年3月24日
処理能力	
布団処理ライン	0.3t/5時間
粗大・燃やさないごみ処理ライン	17.7t/5時間
容器包装プラスチック処理ライン	13.1t/5時間
びん処理ライン	9.2t/5時間
缶等金属処理ライン	9.2t/5時間

イ クリーンセンター多摩川

クリーンセンター多摩川は、一部事務組合である多摩川衛生組合（構成市：狛江市、稲城市、府中市、国立市）におけるごみの焼却、燃やさないごみ・粗大ごみ処理の機能を持つ総合施設です。

ごみの焼却エネルギーはボイラーに利用して発電を行い、余剰電力は電力会社に売電しています。平成 27 年度の発電量は年間 2 万 9 千メガワット（熱量換算で約 1 億 5 百万 MJ）となっています。

また、焼却灰を灰溶融スラグ^{*13}としてリサイクルし、建設・土木資材として有効利用していましたが、平成 28 年 7 月末で灰溶融処理施設の稼働は休止しています。

図表 3-21 クリーンセンター多摩川の概要

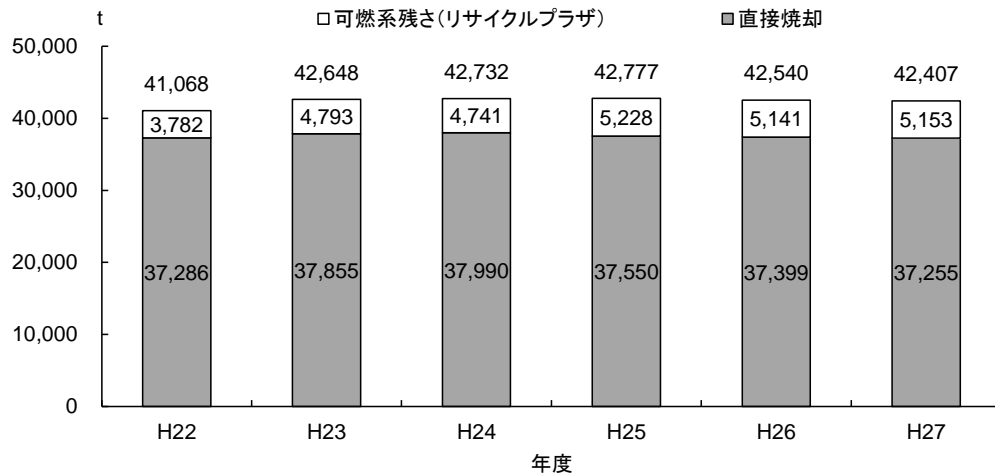
所在地	稲城市大丸1528番地
敷地面積	22,366.58㎡
竣工	平成10年3月
施設能力	
焼却能力	450t/日(150t/24h×3基) 全連続燃焼式(ストーカ炉)
溶融能力	50t/日(25t/24h×2基)
発電能力	最大6,000kw/h(蒸気タービン方式)
余熱利用	場内給湯・冷暖房 場外への高温水(約130℃)の供給

^{*13} 灰溶融スラグ：資料編 39 ページ参照

(2) 処理量の実績

本市のごみの焼却処理量の推移を図表 3-22 に示します。平成 22 年 2 月のダストボックスの廃止に伴い平成 23 年度に増加したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

図表 3-22 焼却処理量の推移

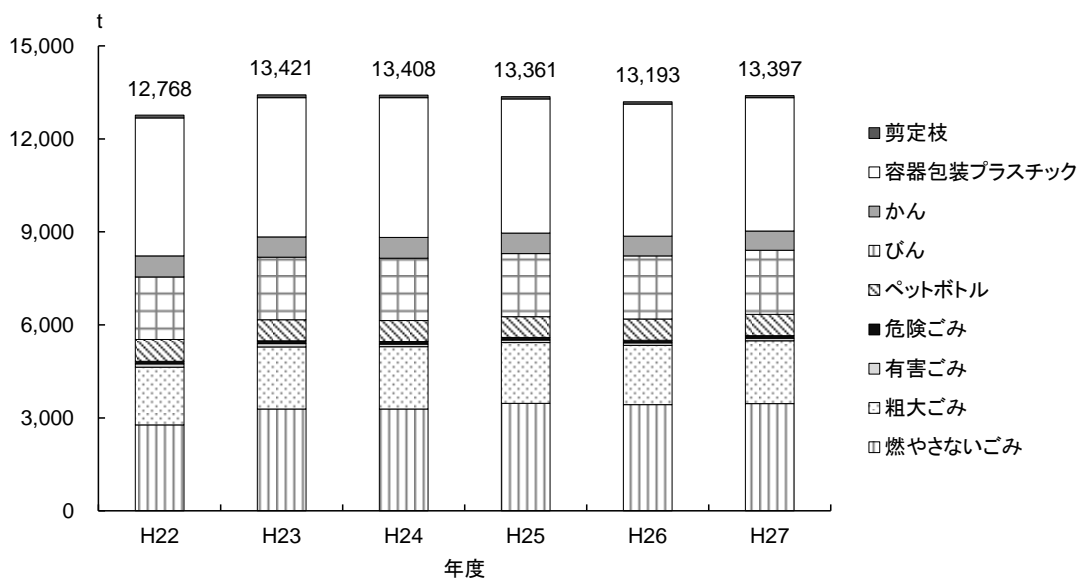


注1 平成 22 年度の直接焼却量：事業系燃やすごみの一部を彩の国資源循環工場において処理したため、当年度の直接焼却量は当該量を引いている。

府中市リサイクルプラザへの搬入量の推移を図表 3-23 に示します。平成 22 年 2 月のダストボックスの廃止に伴い平成 23 年度に若干増加したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

搬入品目の割合については大きな変化は見られません。

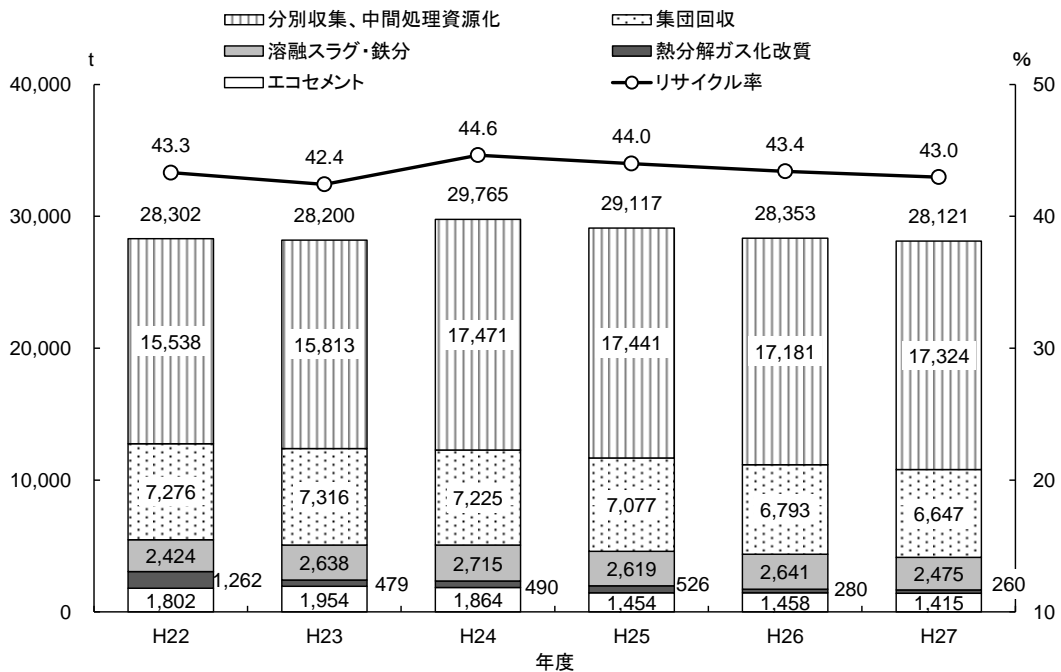
図表 3-23 府中市リサイクルプラザへの搬入量の推移



(3) リサイクル率

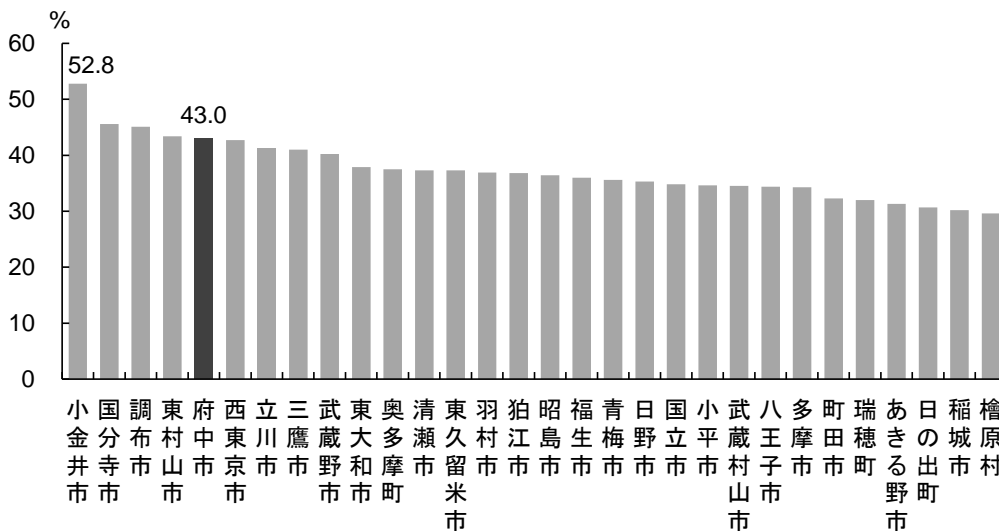
本市のリサイクル率及び資源化量の内訳の推移を図表 3-24 に示します。平成 24 年度にリサイクル率が上昇しましたが、その後は下降しています。また、資源化量のうち分別収集、中間処理後資源化量は増減を繰り返していますが、集団回収などのその他の項目は減少傾向となっています。

図表 3-24 リサイクル率の推移



平成 27 年度における本市のリサイクル率は 43.0%となっており、多摩地域の市町村の中で 5 番目に高い水準でした。

図表 3-25 多摩地域各市町村のリサイクル率



5 最終処分の状況

本市を含めた多摩地域 25 市 1 町のごみは、東京たま広域資源循環組合の谷戸沢処分場や二ツ塚処分場で埋立処分を行ってきました。

谷戸沢処分場での埋立は平成 10 年 4 月に完了しており、現在は、二ツ塚処分場での埋立処分が行われています。また、平成 18 年度からは、埋立量を減らし焼却灰の有効利用を図るため、焼却灰をセメントとして再利用するエコセメント事業が開始されています。エコセメント化施設の概要を図表 3-26 に示します。

本市は、不燃残さの搬入を行っていないため、埋立処分量はゼロとなっています。

図表 3-26 エコセメント化施設の概要

所在地	東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (日の出町二ツ塚最終処分場内)
敷地面積	施設用地面積 約4.6ha
竣工	平成18年7月
施設規模	焼却残さ(注1)等の処理量 約300t(日平均)
	エコセメント生産量 約430t(日平均)
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、熔融飛灰(注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残さ他

注1 焼却残さ: 焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注2 熔融飛灰: 灰熔融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

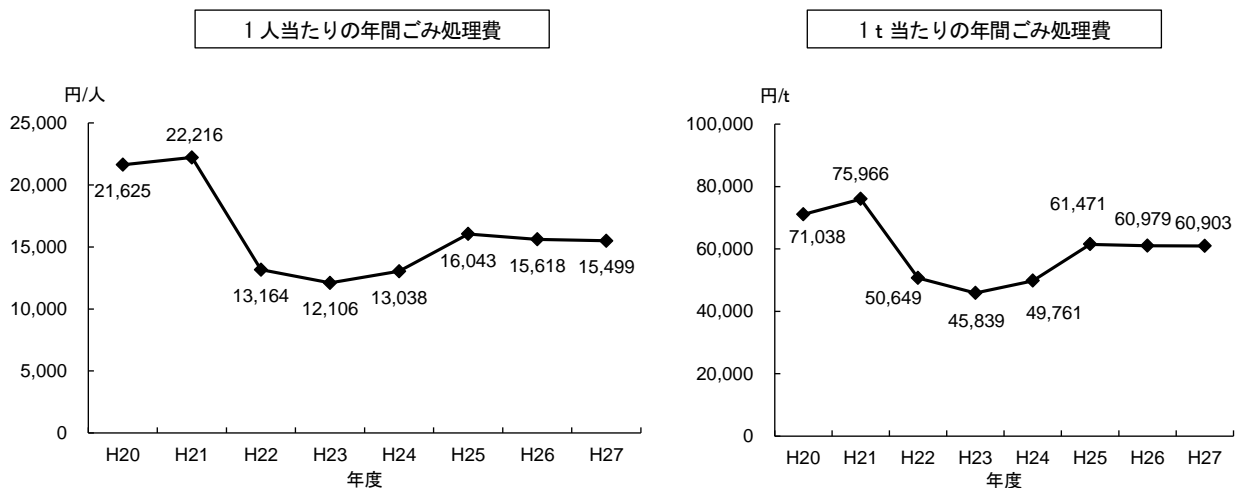
注3 分割埋立: 埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼働後に再処理(エコセメント化)を行うため、平成12年9月より焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けし、埋立を開始。

6 経費について

環境省一般廃棄物処理実態調査結果に基づき算出した本市のごみ処理経費の推移を、図表 3-27 に示します。平成 27 年度の 1 人当たりの年間ごみ処理費は 15,499 円となっています。推移をみると、平成 22 年度に大きく減少しましたが平成 25 年度には増加し、その後は横ばい状況が続いています。

また、平成 27 年度の 1 t 当たりのごみ処理費は、60,903 円で、傾向は 1 人当たりのごみ処理費と同様です。

図表 3-27 ごみ処理経費の推移



図表 3-28 ごみ処理経費の推移

単位：千円

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口(人)	246,869	254,397	251,396	251,691	252,539	253,530	254,972	257,099
ごみ排出量(t)	75,150	74,397	65,340	66,470	66,169	66,169	65,303	65,428
建設改良費(組合分担金含む)	5,865	1,149	3,456	6,418	158,606	5,540	36,440	21,906
処理及び維持管理費 計(組合分担金含む)	3,269,311	3,268,386	3,305,934	3,040,529	3,134,057	3,690,242	3,766,899	3,869,028
その他	2,063,313	2,382,102	0	0	0	371,701	178,743	93,855
合計	5,338,489	5,651,637	3,309,390	3,046,947	3,292,663	4,067,483	3,982,082	3,984,789
1人当たりのごみ処理事業経費(円/人)	21,625	22,216	13,164	12,106	13,038	16,043	15,618	15,499
1t当たりのごみ処理事業経費(円/t)	71,038	75,966	50,649	45,839	49,761	61,471	60,979	60,903

7 有価物売払の状況

本市では、府中市リサイクルプラザに搬入されるごみの中から、金属類やびん、新聞紙等の有価物を分別し、民間の再生工場等に売却しています。

有価物売却収入の推移と平成 28 年度実績を図表 3-29 に示します。

図表 3-29 有価物売却収入の推移と平成 28 年度実績

単位：円

	H24	H25	H26	H27	H28
有価物売却収入	71,248,755	70,717,115	82,359,277	89,793,518	81,354,279

(参考) 平成 28 年度内訳

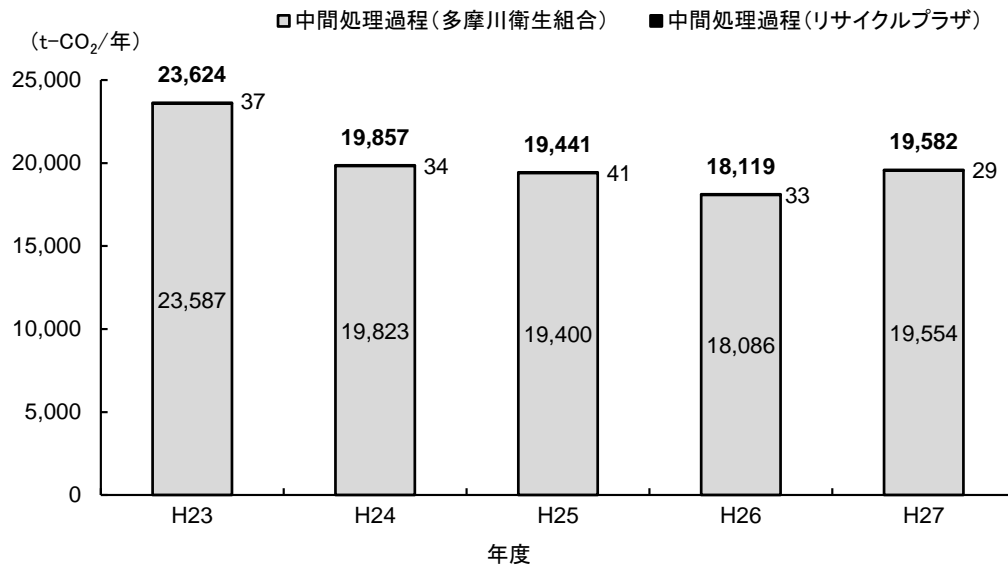
	数量(kg)	金額(円)		数量(kg)	金額(円)
鉄類	957,350	957,350	雑誌	4,081,580	24,489,480
パイク	380	380	ダンボール	1,577,850	12,622,800
破砕鉄	215,380	861,520	紙パック	55,910	391,370
スチール製スプレー缶	45,410	45,410	古布	1,055,040	4,220,160
アルミプレス	288,880	23,821,900	ペットボトル	20,700	111,780
破砕アルミ	48,850	1,954,000	ペットキャップ	3,350	7,235
アルミ製スプレー缶	23,350	76,740	廃食用油	4,884	36,918
コート類	20,250	1,012,500	厚い羽毛ふとん	1,502枚	270,360
Cプレス	259,080	1,036,320	薄い羽毛ふとん	1,860枚	37,200
酒一升瓶	68,440本	68,440	リサイクル自転車	311台	940,000
ビール瓶	15,620本	62,480	再生家具	1,213点	663,776
新聞紙	958,270	7,666,160	合計		81,354,279

8 温室効果ガス排出量

府中市リサイクルプラザでの電力・燃料の使用及び多摩川衛生組合におけるごみの焼却、電力・燃料の使用といった中間処理過程での温室効果ガス排出量は、平成 23 年度 23,624t-CO₂ に比べ、平成 27 年度は 19,582t-CO₂ と約 17%減少しています。

温室効果ガスの推計値を図表 3-30 に示します。

図表 3-30 温室効果ガスの推計値

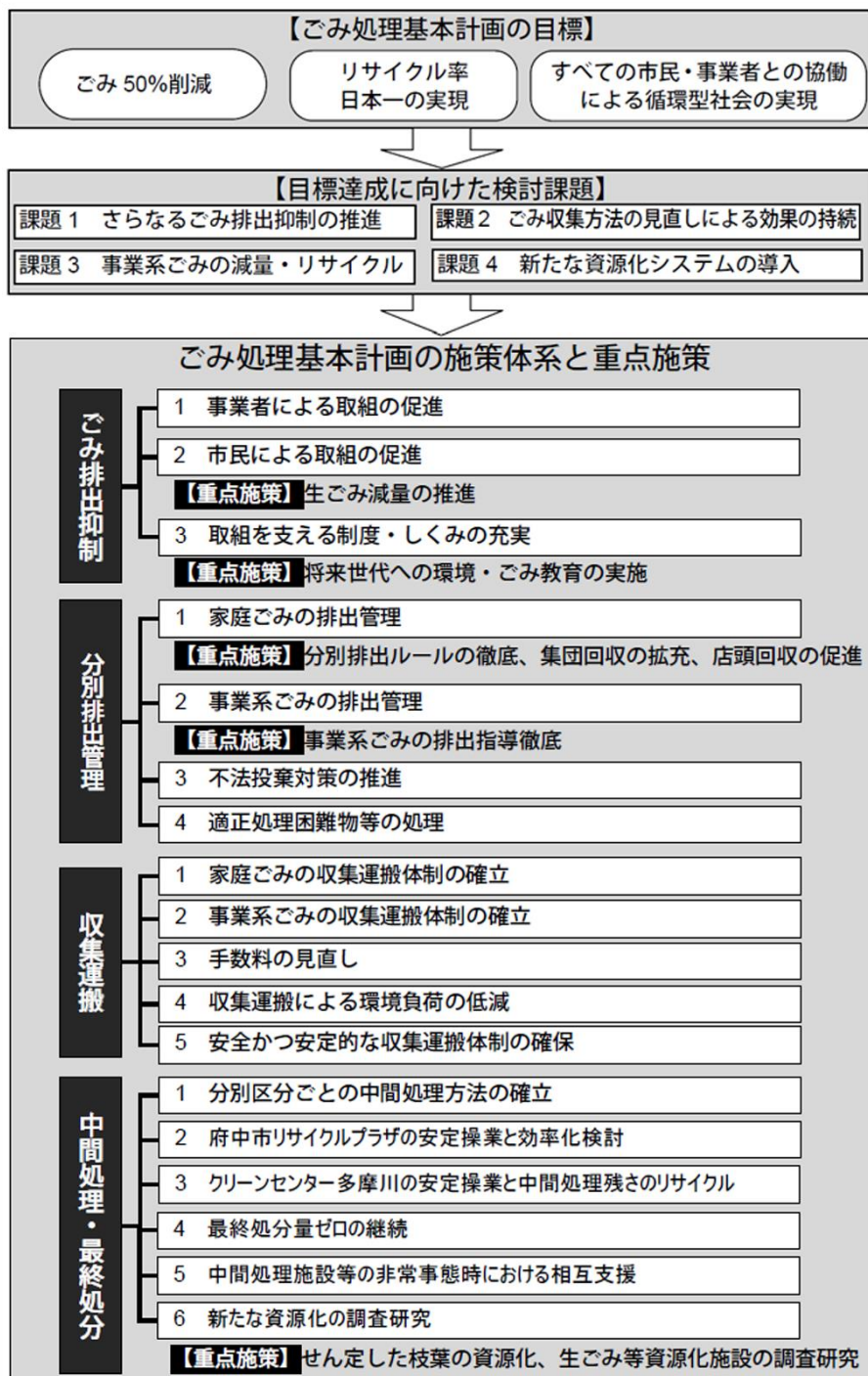


第2節 ごみ処理・リサイクル事業の評価

1 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況

平成22年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、平成23年度から平成32(2020)年度の10年間となっています。計画の基本的な枠組みとして3つの目標値、『ごみ50%削減』、『リサイクル率日本一の実現』及び『すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現』とし、4つの検討課題を踏まえた上で「ごみの排出抑制」、「分別排出管理」、「収集運搬」及び「中間処理・最終処分」の各計画が定められています。(図表 3-31)

図表 3-31 平成22年度策定の一般廃棄物処理計画の施策体系



各施策の評価の概要は次のとおりです。なお評価の詳細は資料編 14 ページの資料 3 を参照してください。

(1) ごみ処理基本計画の目標の達成状況について

ア ごみ量

「家庭ごみの有料化、戸別収集の実施及びダストボックスの廃止」による削減効果は大きかったものの目標値である 50%削減に対して 37.1%と目標の達成には至りませんでした。「ごみ減量化・資源化の推進」が第 6 次府中市総合計画の施策とされており、引き続きごみ量の削減を目指す方向性は維持しますが、削減目標については見直しも含め慎重な検討を行う必要があります。

イ リサイクル率日本一の実現

リサイクル率については、同規模自治体（約 240 団体）内で常に上位に入っていますが、リサイクル率 1 位の団体とは常時約 10 ポイント程度の差があり、1 位の実現は相当難しいものと考えられます。引き続きリサイクル率を目標に設定するのか、また、その場合どのような数値目標を設定するのかについて、慎重な検討を行う必要があります。

ウ すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現

府中市ごみ減量等推進市民会議や府中廃棄物処理事業協同組合打合せ会（七社会）など、市民・事業者とは常設の会議等を通じて協働を行いました。市の総合計画においても重点プロジェクト「市民が主役のまちづくり」を掲げ、「市民協働」を市政運営の柱に据えている現状には合致した目標設定です。しかし、進捗管理が困難であり、継続する場合、その取扱いについては検討を行う必要があります。

(2) ごみ排出抑制について

事業者による排出抑制の取組としては、事業者への容器包装使用量の削減等の働きかけについては行ったものの、リサイクル推進協力事業者制度の見直し及びエコアクション 21^{*14} 取得の呼びかけについては実施できませんでした。市民や市民団体によるリユース活動の支援を行うとともに、重点施策としていました市民による生ごみ減量の推進のため、生ごみ処理装置の購入補助事業の継続や生ごみ資源循環モデル事業を行いました。補助申請件数については若干停滞しています。将来世代への環境・ごみ教育として、フリーマーケットなどのイベントや施設見学会等の開催、地域説明会など行いましたが、地域ごみ対策推進員^{*15}については年々減少傾向があり、増加する仕組みを検討する必要があります。

(3) 分別排出管理について

分別排出ルールを徹底するため平成 27 年度から指導係を新設して詳細な指導を行いました。集団回収の拡充のため奨励交付金や事業者奨励金について継続しました。在宅医療廃棄物^{*16}の対処方法については現状、医療機関を経由した排出を原則としています。家庭ごみと

*14 エコアクション 21：資料編 37 ページ参照

*15 地域ごみ対策推進員：資料編 38 ページ参照

*16 在宅医療廃棄物：資料編 38 ページ参照

しての排出の可否といった市民からの問い合わせに対しては、その都度検討して回答しており、今後の対応について更に検討を進める必要があります。

(4) 収集運搬について

収集運搬体制の効率化のために行政と事業者間で定期的に打合せを行っており、低公害車の導入についても継続して行っています。家庭系及び事業系ごみの処理手数料の見直しについては、手数料額を見直すところまでは至りませんでした。

(5) 中間処理・最終処分について

クリーンセンター多摩川の安定操業についても、構成市として働きかけを行いました。

府中市リサイクルプラザについては、自転車や家具の修理・再生品の販売を含め安定操業を維持しており、せん定枝再資源化処理事業も開始しました。また、平成28年度までの生ごみ資源循環型モデル事業を終了し、その成果を踏まえ、今後の事業形態を検討する必要があります。

なお、最終処分量ゼロは継続しています。

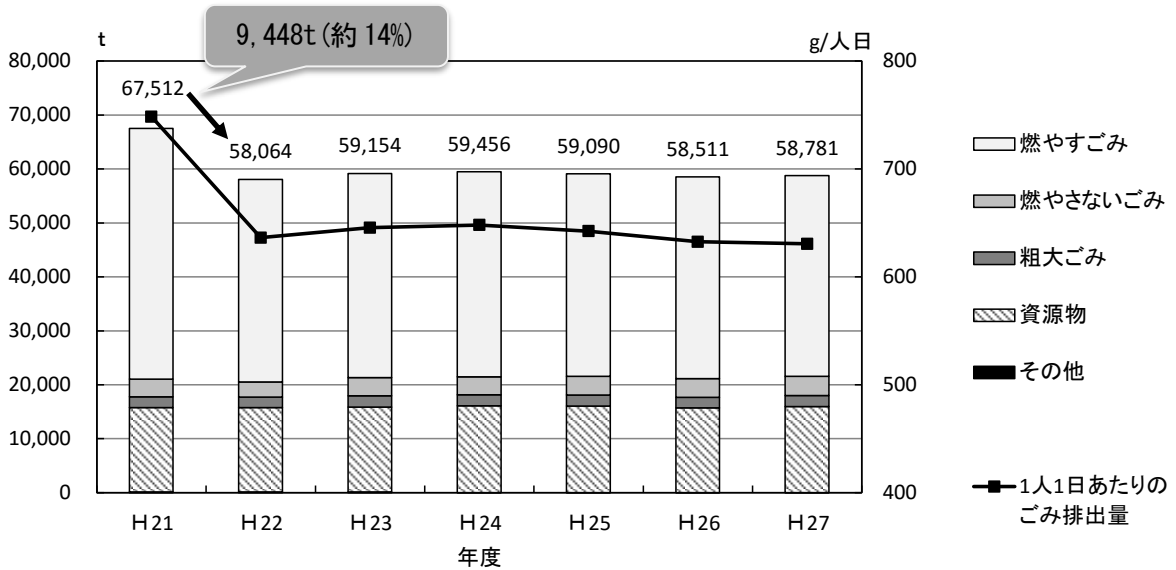
第3節 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題

1 排出段階における課題

(1) 減量推移の鈍化

本市では、平成22年2月に「ごみ改革（ダストボックスの廃止、ごみ袋の有料化、戸別収集の開始）」を行いました。その結果、翌年度の平成22年度で9,448tの削減、約14%（総ごみ量）減と大きく減りました。しかし、平成23年度以降はほぼ横ばいとなっています。

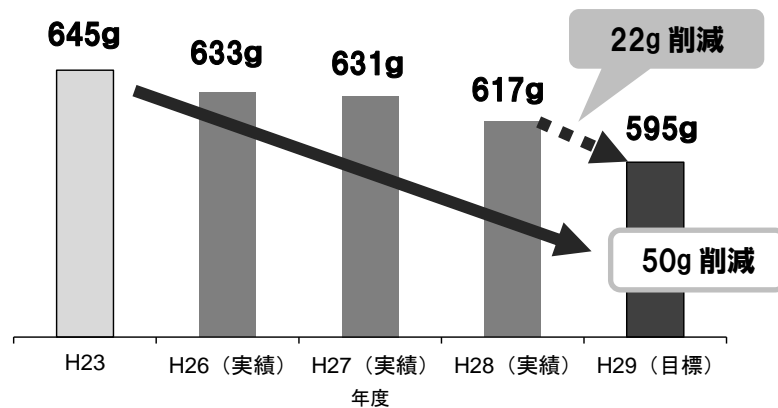
図表 3-32 ごみ量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移



1人1日当たり排出量については、各年4月1日現在の人口で作成

また、第6次府中市総合計画に平成26年度から平成29年度の目標として掲げた、平成23年度における1人1日当たりのごみ・資源物量645gからの50g削減についても、平成28年度現在617gと28g削減となっており、目標である595gの達成に向けては、より一層の削減への取組が求められています。

図表 3-33 目標の達成状況



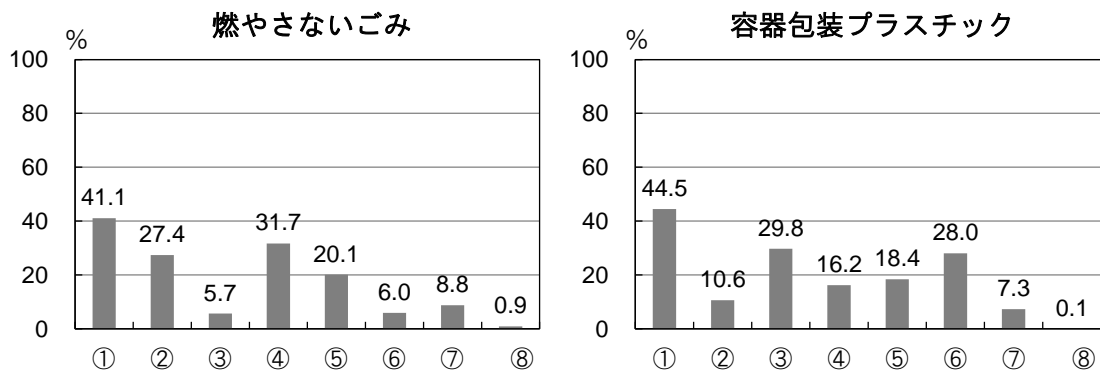
(2) 分別の徹底不足

ア 分かりにくい分別基準（燃やさないごみ、容器包装プラスチック）

市民アンケート調査において、各分別品目について困っていることを質問したところ、ほとんどの項目で「1. 困ることなく分別できる」と回答した割合が 70%を超えたものの、「燃やさないごみ」及び「容器包装プラスチック」については 40%台と低い結果となりました。理由として、「燃やさないごみ」は「4. 素材が分からないものがある」、「2. どの分別区分に該当するか分からない」、「容器包装プラスチック」は、「3. 手間である（洗う、束ねる等）」、「6. どこまで汚れを取ったら良いか分からない」といった意見が多く、該当する分別区分や洗浄の程度等といった基準の分かりやすい解説やその周知が必要です。

図表 3-34 市民アンケート（問2）結果

問 2 以下の品目について、分別の際に困っていることはありますか。ある方は、その理由としてあてはまるものをそれぞれお答えください。（それぞれ〇は3つまで）。



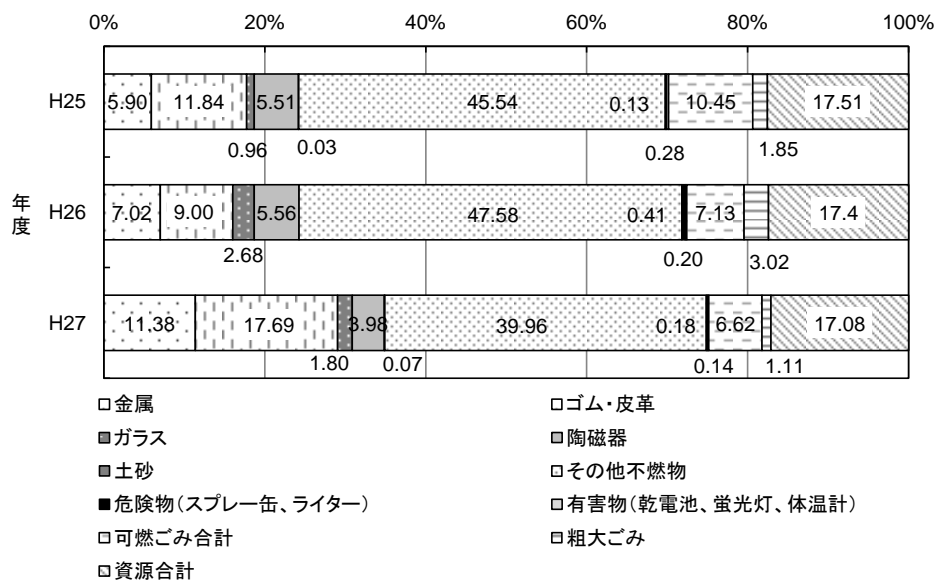
- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 困ることなく分別できる | ② どの分別区分に該当するか分からない |
| ③ 手間である（洗う、束ねる等） | ④ 素材が分からないものがある |
| ⑤ 異なる素材がくっついていて分けられない | ⑥ どこまで汚れを取ったら良いか分からない |
| ⑦ 収集日までの保管場所がない | ⑧ このごみは普段出さない/出したことがない |

イ 資源物の混入

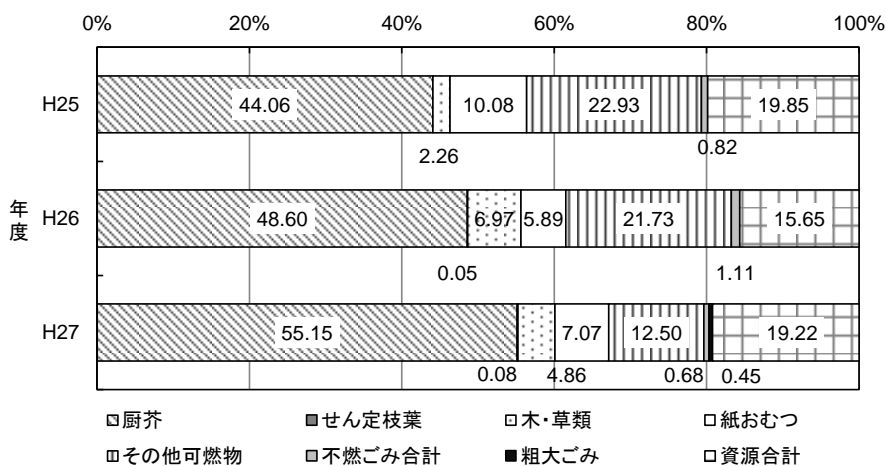
ごみの組成分析調査において、平成 25 年度以降燃やさないごみに含まれる燃やすごみの割合は減少しているものの、資源物については一定の割合を占めており、中でも「容器包装プラスチック」が多く混入しています。また、燃やすごみについても、資源物の混入割合が約 16~20%となっており、特にその他雑がみや新聞紙等が混入しています。

雑がみについては、市民アンケート調査においてどのように排出しているか質問を設け、その結果、「1. 雑誌・雑がみの日に出している」が 75.0%を占めたものの、「2. 燃やすごみの日に出している」という回答も 19.6%を占めました。その理由としては、「3. 量が少ない」（49.0%）が最も多く、次いで「1. 何が雑がみか分からない」（26.1%）となっており、資源化可能なものについては、少量であっても適切に分別排出し、資源物の回収量の向上と資源化を進める必要があります。

図表 3-35 組成分析調査結果（燃やさないごみ）

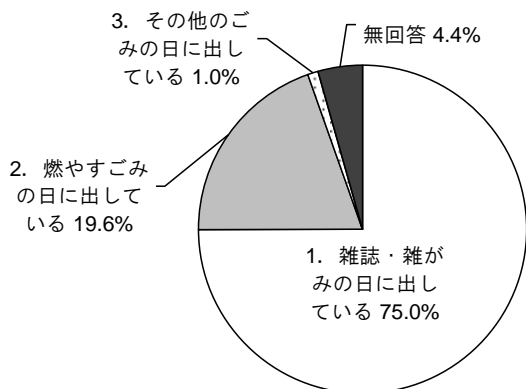


図表 3-36 組成分析調査結果（燃やすごみ）

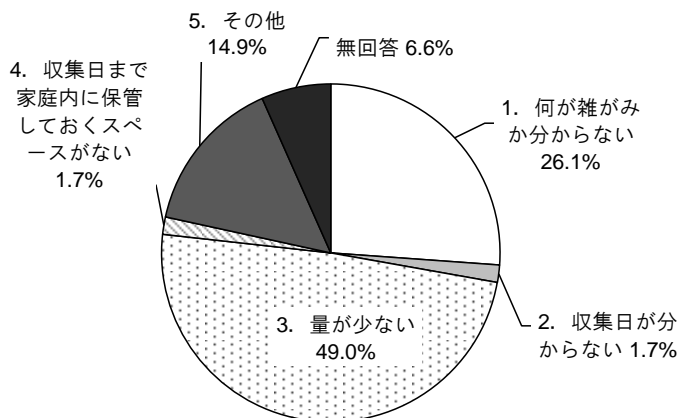


図表 3-37 市民アンケート（問5）結果

問5-1 はがきやトイレトペーパーの芯、封筒、メモ用紙などの雑がみは、どのように出していますか。(○は1つ)



問5-2 [問5-1で2、3に○をつけた方] その理由は、次のどれですか。(○は1つ)



ウ 減量化の徹底不足（厨芥類^{*17}）

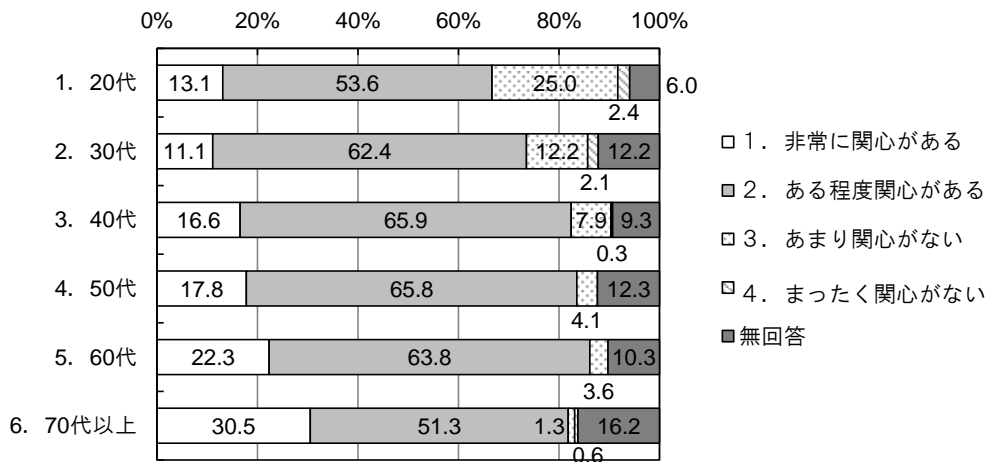
ごみの組成分析調査によると、燃やすごみ中の厨芥^{ちゅうがい}について、ごみを乾燥させる前後の重量で比較した結果、乾燥前は約 266g あったのに対し乾燥後は約 49g となり、重量が約 80% も減少しました。主な要因は水分で、野菜くず自体に含まれるもののほか、調理の際に付着するような場合もあるので、排出時の水切りが不十分であると考えられます。上記の調査結果のような大幅な水分量の減少を必ずしも実現できるわけではありませんが、水切りネット等を使用した水切りを広く浸透させることで、一定の減量化を実現できる可能性があります。

（3）啓発・情報周知の不足

市民アンケート調査において、ごみの分別や 3 R に対する関心を質問し、年齢層で比較したところ、年齢層が高いほど「1. 非常に関心がある」、「2. ある程度関心がある」と答えた割合が高くなりました。「3. あまり関心がない」、「4. まったく関心がない」との回答は 20 代～30 代でやや多くなっています。府中市人口ビジョンによると、本市における転入者は毎年 15,000 人前後となっており、中でも 20 代～30 代が多いことから、他部門と連携して転入者に対する啓発や情報の周知の徹底を行う必要があります。

図表 3-38 市民アンケート（問 1）結果

問 1 あなたは、ごみの分別や 3 R にどの程度関心がありますか。（○は 1 つ）

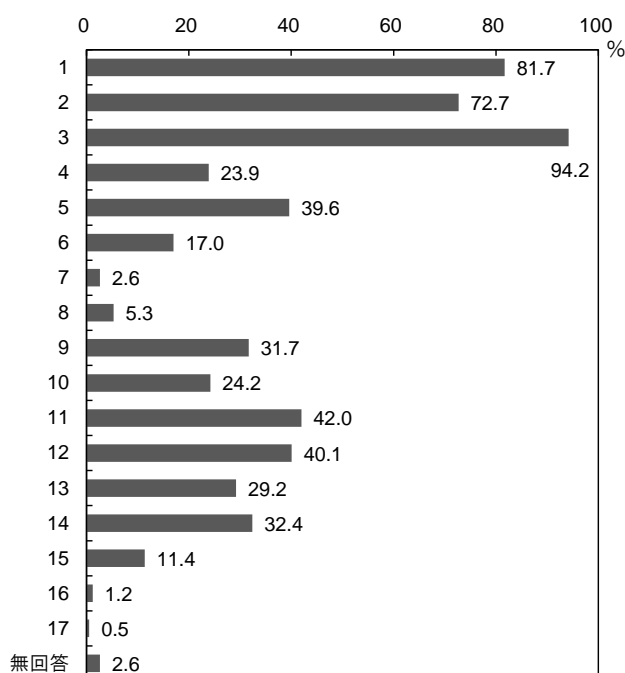


市民アンケートにおいて、市が行っている施策の認知度を質問した結果、「3. ごみ・資源物の出し方カレンダーの発行」という回答が 94.2% と最も多く、ついで「1. 広報誌「広報ふちゅう」でのお知らせ」が 81.7%、「2. ごみの情報誌「府中のごみ」の発行」が 72.7% と情報提供等に関わる施策が高くなっています。しかし、多くの施策はいずれも 50% 以下となっており、市民の参画を進めるためにも様々な取組の情報周知も不可欠です。

*17 厨芥類：資料編 39 ページ

図表 3-39 市民アンケート（問7）結果

問7 市が行っている以下の施策について、知っているものをすべてお選びください。（〇はいくつでも）



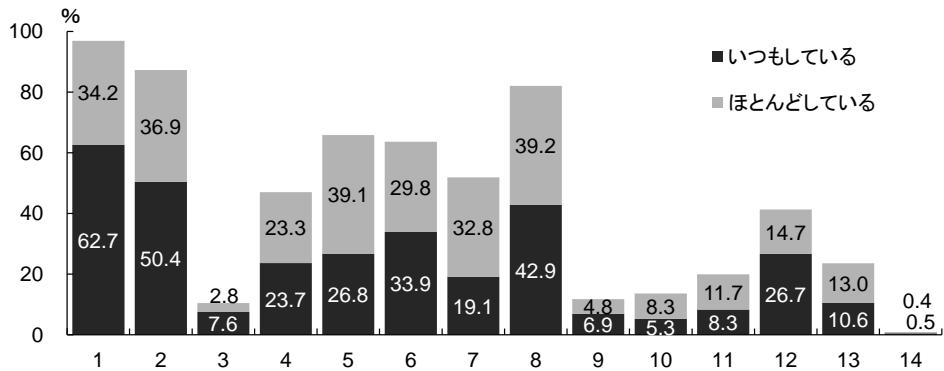
- | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 広報紙「広報ふちゅう」でのお知らせ | 2. ごみの情報紙「府中のごみ」の発行 |
| 3. ごみ・資源物の出し方カレンダーの発行 | 4. 生ごみ処理機器 ^{*18} 等の購入費補助 |
| 5. 資源物回収事業（集団回収）の実施 | 6. ごみ処理施設見学会の実施 |
| 7. 親子3R教室の実施 | 8. ごみ減量・3R推進大会の実施 |
| 9. 府中リサイクルフェスタや府中環境まつりの実施 | 10. 再生可能な自転車の修理・販売 |
| 11. 生活用品活用事業（リサちゃんショップけやき） | |
| 12. 再生可能な家具等の販売（リサちゃんショップけやき） | |
| 13. 再生家具即売会（府中市リサイクルプラザ） | 14. 家庭用廃食油の回収（サンデーリサイクル） |
| 15. 小型家電宅配回収（国の認定事業者との連携事業） | 16. 知っているものはない |
| 17. その他 | |

また、ごみの分別や3Rへの取組状況を質問した結果、「1. ごみの分別をきちんとしている」、「2. 生ごみを出すときは水気を切るよう努めている」については比較的行っている割合が高いものの、組成調査結果などからもその効果が十分ではないと考えられます。また、「4. マイ箸やマイボトルを使っている」、「6. マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない」等の日常生活で取り組みやすい項目について、実施割合が高いとは言えない状況にあり、取組の拡大に向けた施策を強化する必要があります。

*18 生ごみ処理機：資料編 39 ページ参照

図表 3-40 市民アンケート（問3）結果

問3 ごみの分別や3Rについて、現在どのようなことにどの程度取り組んでいますか。（それぞれ〇は1つ）

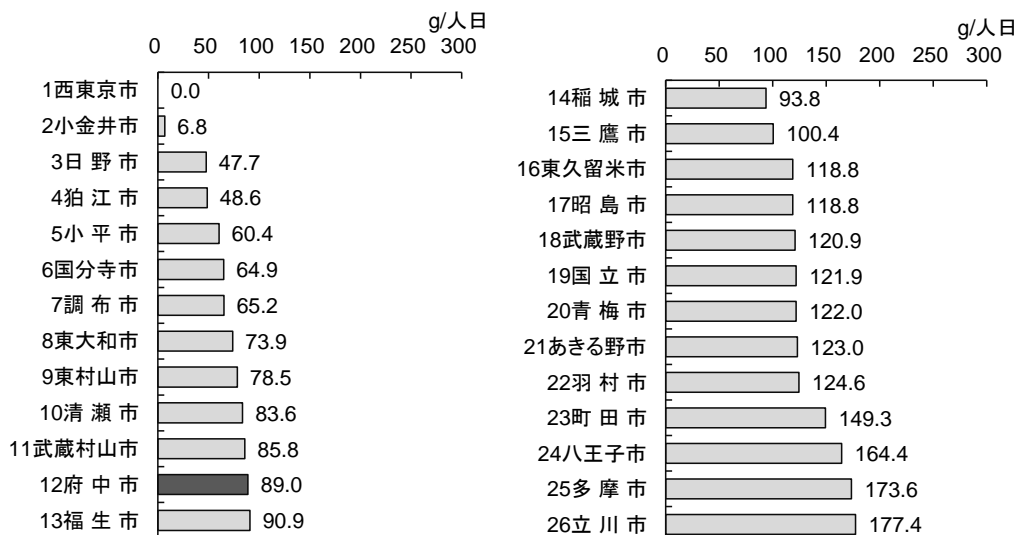


- | | |
|--|--------------------------|
| 1. ごみの分別をきちんとしている | 2. 生ごみを出すときは水気を切るよう努めている |
| 3. 生ごみ処理機などを使用し、減量・堆肥化している | 4. マイ箸やマイボトルを使っている |
| 5. 食材を買いすぎないようにしている | 6. マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない |
| 7. 使い捨てでなく、長期間使うことのできる商品を選んでいる | |
| 8. 詰め替えタイプや繰り返し使用できる商品を選んでいる | |
| 9. 小型家電の宅配回収を活用している | |
| 10. 不用品はフリーマーケットやリユースショップへ出すなど、リユース（再使用）に努めている | |
| 11. 簡易包装など、ごみ減量・資源化に取り組んでいる店舗から買い物をするように努めている | |
| 12. 食品トレイや牛乳パック、ペットボトルなどの資源品は、できるだけ販売店へ返却している | |
| 13. 地域のごみ減量・資源化の取組みに積極的に参加している | |
| 14. 親子3R教室や環境講座へ積極的に参加している | |

(4) 事業系ごみの資源化の推進

近年、事業系ごみの排出量は微減傾向にあり、平成26年度における1人1日当たりの排出量は多摩地域26市の中では12番目で89gとなっています。家庭系可燃ごみと一緒に収集される少量排出事業者からの事業系ごみ（事業系指定袋で排出されているもの）を対象に搬入状況を調査した結果、その他雑がみを含む紙類やプラスチック類等の資源化可能物が混入しており、その割合は最大で15%となるなど、事業系ごみの資源化の推進を進める必要があります。

図表 3-41 事業系ごみ1人1日当たりの排出量の比較（多摩地域26市、平成26年）

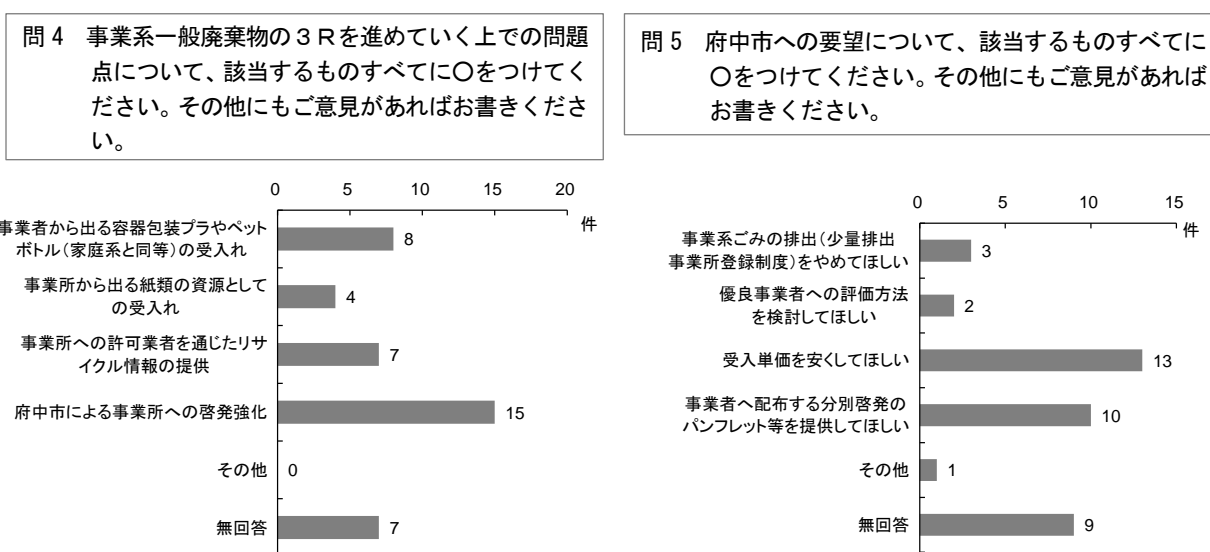


(5) 事業系ごみの分別、適正排出の推進

一般廃棄物収集・運搬業の許可業者へのアンケート・ヒアリング調査の結果から次のような状況があることが分かりました。事業系ごみは許可業者により処理施設へ搬入されていますが、搬入の際、分別が不十分な場合は搬入できないため、許可業者も自主的に排出事業者へ分別排出を随時呼びかけている状況です。近年、事業系ごみの分別状況は良好になってきており、排出事業者のリサイクルに向けた取組も積極的に進められています。しかしながら、事業者の顧客である飲食店やコンビニが排出者の場合、その店舗等において一度排出されたものを再分別することができないため、継続して分別が悪い傾向が見られます。

この点に対する行政側としての状況確認や指導、啓発の強化が必要であると考えられます。

図表 3-42 許可業者アンケート（問4、5）結果



(6) 新たに取り組むべき課題

近年、国や各自治体等において食品ロス削減に向けた取組が推進されていることを受け、今回の市民アンケートでは、食品ロス^{*19}やフードバンク^{*20}、フードドライブ^{*21}活動についても質問を設けました。その結果、「3. 食品ロスが問題になっていることを知っている」との回答が60%を超え、関心の高さがうかがえます。

また、フードバンク活動やフードドライブ活動への参加経験の割合は少ないものの、「9. 食品ロスについて、今後は出来ることをやっていきたい」との回答が50%を超えており、市民や事業者とともに積極的に取り組むことで、ごみの減量につながる可能性があります。

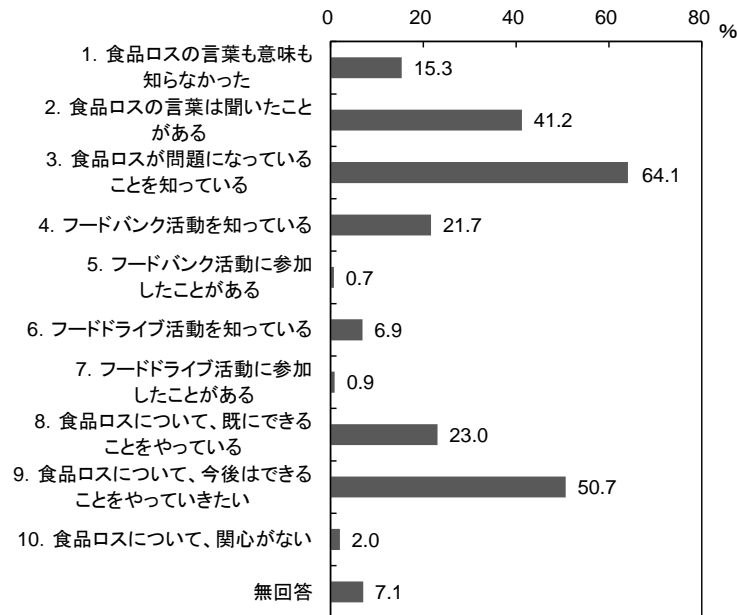
*19 食品ロス：資料編 38 ページ参照

*20 フードバンク活動：資料編 39 ページ参照

*21 フードドライブ活動：資料編 39 ページ参照

図表 3-43 市民アンケート（問 11）結果

問 11 食品ロスについて、該当するものをすべてお選びください。（○はいくつでも）



2 収集運搬に関する課題

家庭系ごみの収集業務については、現在、戸別回収を行っており民間事業者へ委託しています。今後についても、事業者との定期的な協議の継続を通じ、効率的な収集運搬と環境負荷の低減への取組が必要です。

3 中間処理に関する課題

(1) 焼却施設

本市の可燃ごみは多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で焼却処理を行っています。灰溶融施設については平成 28 年度中に廃止し、スラグの生産を終了しました。そのため、現在は焼却処理で発生した灰の全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。

今後については、稼働から 19 年が経過するクリーンセンター多摩川の老朽化の状況を踏まえた施設延命化工事も注視しながら、引き続き安定操業に向けた取組を行っていく必要があります。

(2) リサイクル施設

府中市リサイクルプラザは平成 18 年から稼働しており、安定操業の継続に向けて設備のメンテナンスや定期点検を実施し、設備更新の際には効率化を踏まえた検討を行う必要があります。

4 最終処分に関する課題

最終処分量については、中間処理施設において生産したスラグの有効利用先の確保が困難となっていました。平成 28 年度に灰溶融施設におけるスラグの生産を休止しており、その後については焼却灰及び飛灰の全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。今後も最終処分量ゼロを継続するとともに、エコセメントの有効利用先の確保については注視する必要があります。

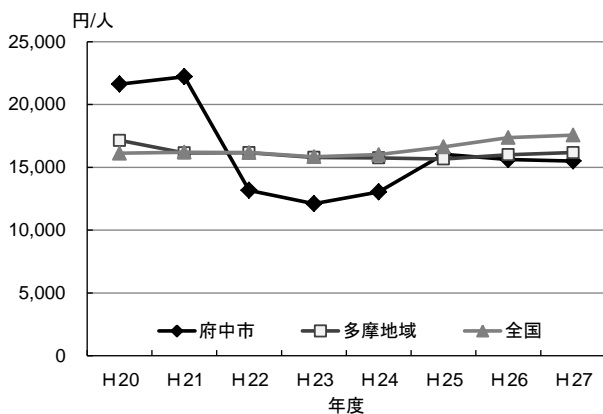
5 廃棄物処理費用に関する課題

1 人当たりの年間ごみ処理費の推移をみると、平成 22 年度に大きく減少しましたが平成 25 年度には約 3,000 円増加しています。全国や多摩地域に比べると、近年は低く抑えられています。

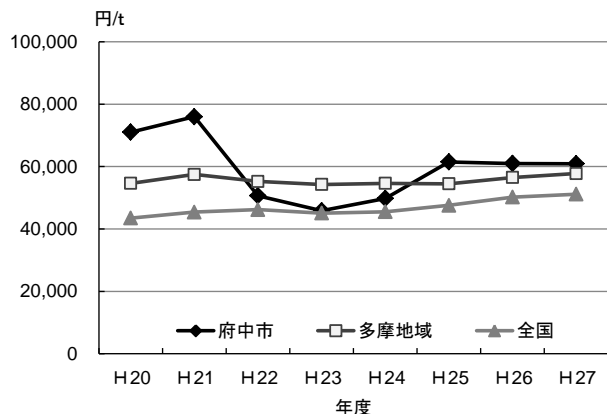
また、1t 当たりのごみ処理費の推移をみると、平成 22 年度に大きく減少し平成 25 年度に増加する傾向は 1 人当たりのごみ処理費と同様ですが、近年については全国や多摩地域とあまり差がない状況にあります。

今後も効率的な清掃事業を継続することにより、市民 1 人当たり及び 1t 当たりの処理経費を抑制し、市財政や市民への負担軽減に努める必要があります。

図表 3-44 1 人当たりの年間ごみ処理費の推移



図表 3-45 1t 当たりの年間ごみ処理費の推移



図表 3-46 年間ごみ処理費の推移

1 人当たりのごみ処理費 (円/人)								
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
府中市	21,625	22,216	13,164	12,106	13,038	16,043	15,618	15,499
多摩地域	17,140	16,147	16,169	15,786	15,756	15,664	16,005	16,174
全国	16,122	16,201	16,176	15,844	16,009	16,628	17,365	17,564
1t 当たりのごみ処理費の推移 (円/t)								
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
府中市	71,038	75,966	50,649	45,839	49,761	61,471	60,979	60,903
多摩地域	54,627	57,485	55,222	54,257	54,609	54,480	56,510	57,761
全国	43,487	45,405	46,181	45,070	45,522	47,577	50,226	51,133

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に基づき算出

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本的な枠組み

1 基本理念

循環型社会とは、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なく、有効に使うことによって廃棄されるものを最小限に抑える社会をいいます。本市においても、これまでの施策とその成果を踏まえ、引き続き3Rの推進・各主体間の連携に取り組み、市民・事業者・行政の協働による“循環型都市『府中』”をめざします。

市民は、日常生活の中でごみの減量や分別等を、事業者は、事業活動で発生するごみの減量・リサイクル及び適正な処理に努め、市は、すべての市民・事業者が循環型都市づくりに参画できるように、必要な基盤やルールを整備し、参加と連携を促します。このように、それぞれが行動し自らの役割を果たすとともに、製品の製造から流通・消費・廃棄に至る様々な過程において各主体が協働することで、更なる3Rの展開や課題解決を図ります。

また、ごみ・資源物の中間処理・最終処分については、近年増加している自然災害への対応も求められており、効率的で安全かつ安定した処理・処分体制の確保を検討していきます。

市民・事業者・行政の協働による“循環型都市『府中』”

2 基本方針

基本方針については、“循環型都市『府中』”の実現に向けた本計画における基本方針は、次の4項目とします。

1. 「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開

ごみ量の削減が停滞している現状に鑑み、“ごみそのものを発生させない”ことを重視し、3Rの中でも2R（発生抑制及び再使用）の取組を重点的に展開していきます。

2. ライフスタイルの変革

市民・事業者・行政それぞれの意識が高まるよう、ごみの減量や資源化に対する情報の提供や啓発を工夫し、日常生活や事業活動を見直す行動につなげます。

3. 各主体の役割と協働

3Rの取組は、市民・事業者・行政の各主体が自ら率先して取り組み、担うべき役割を果たさなければなりません。また、より一層のごみの減量・資源化を実現するためには、主体間における連携を図り、協働による施策を展開する必要があります。

4. 安全かつ安定した処理・処分体制の確保

快適で安全な生活環境を維持するため、コストや環境負荷等の多様な視点からごみや資源物の効率的な処理・処分体制の確保に向けた検討を行います。また、災害発生時における安全な処理・処分方法の体制づくりにも努めていきます。

3 ごみ処理基本計画の目標値

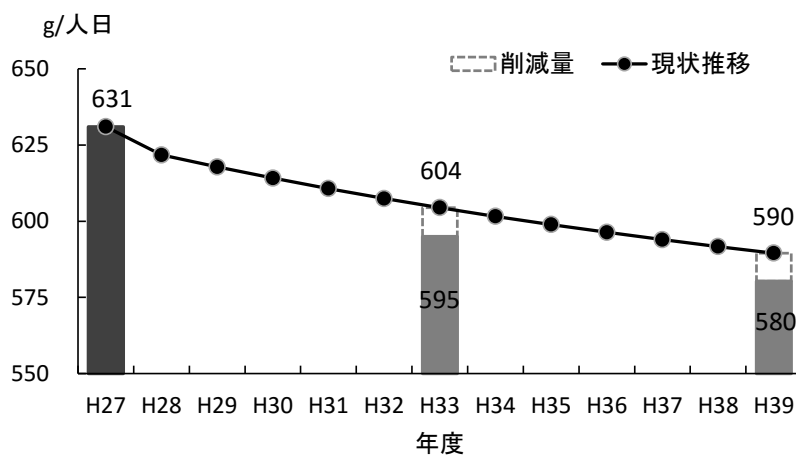
目標値については、平成29年度に策定している第6次府中市総合計画（後期基本計画）（以下「総合計画」といいます。）では、基準年度を平成27年度として、平成33（2021）年度における一般廃棄物に係る3項目の目標値を定めています。

この総合計画は本計画の上位計画に当たるため、本計画における目標値は総合計画を充足するものとします。

なお、平成33（2021）年度以降については、現状推移の減少率に合わせて削減目標を設定します。

1. 市民1人1日当たりのごみ・資源物の排出量

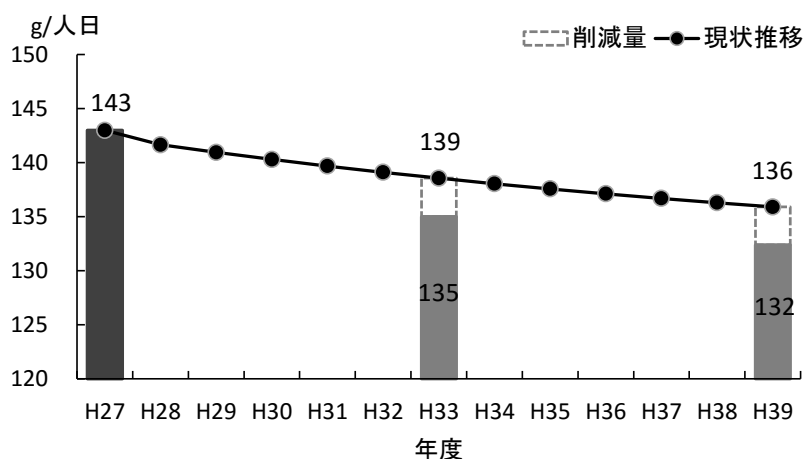
平成27年度現在、ごみ・資源物の排出量は、市民1人1日当たり631gです。平成39（2027）年度までに51g削減し、580gとします。



平成39（2027）年度 580g
（平成27年度 631g からマイナス 51g）

2. 市民1人1日当たりのリサイクルプラザへの搬入量

平成27年度現在、リサイクルプラザへ搬入している量は、市民1人1日当たり143gです。平成39（2027）年度までに11g削減し、132gとします。



平成39（2027）年度 132g
（平成27年度 143g からマイナス 11g）

3. 集団回収に取り組む自治会数（団体）

総合計画（前期計画）において、集団回収事業を積極的に推進してきたことを踏まえ、引き続き集団回収の活性化に向けた取組を推進します。平成 27 年度現在、集団回収を実施している自治会数（団体）は、317 団体です。市内 400 自治会の 85%が取り組むことを目標とし、平成 33（2021）年度までに 340 団体に増加させ、平成 39（2027）年度にかけてはその団体数を維持します。

**平成 39（2027）年度 340 団体
（平成 27 年度 317 団体から 23 団体増加）**

4 ごみ処理基本計画の施策体系

施策体系については、次のとおりです。

図表 4-1 施策体系

1 「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開	(1) フリーマーケットや不用品交換活動の支援
	(2) PR・広報の充実
	(3) 市民の3R活動を支えるための新たな制度の検討
	(4) マイバッグ持参運動等の継続
	(5) 事業系ごみの排出指導徹底
	(6) 資源回収ルート of 整備
	(7) 適正な手数料の検討
	(8) 集団回収の拡充
	(9) 店頭回収の促進
	(10) 食品ロスの削減に向けた取組
2 ライフスタイルの変革	(1) 生ごみ減量の推進
	(2) 将来世代への環境・ごみ教育の実施
	(3) 分別区分と排出方法
	(4) 分別排出ルールの徹底
	(5) 事業系ごみの分別排出の徹底
	(6) マイバッグ持参運動等の継続（再掲）
3 各主体の役割と協働	(1) 容器包装使用量の削減など、販売事業者に対する働きかけ
	(2) 国や関係機関に対する要望
	(3) 容器包装材の発生抑制の推進
	(4) 地域ごみ対策推進事業の推進
	(5) 不法投棄対策の推進
	(6) 家庭ごみの収集運搬体制の確認
	(7) 事業系ごみの収集運搬体制の確認
	(8) 収集運搬による環境負荷の低減
	(9) 安全かつ安定的な処理運搬体制の確保
	(10) 資源物の持ち去り対策
	(11) 高齢化社会への対応
4 安全かつ安定した処理・処分体制の確保	(1) 在宅医療廃棄物の処理
	(2) 分別区分ごとの中間処理方法の確認
	(3) 府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討
	(4) クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル
	(5) 最終処分量ゼロの継続
	(6) 中間処理施設等の非常事態時における相互支援
	(7) せん定した枝葉の資源化
	(8) 法定処理困難物等の適正処理

第2節 施策内容について

1 「発生抑制」と「再使用」に重点を置いた3Rの取組の展開

(1) フリーマーケットや不用品交換活動の支援

NPO法人が運営参加するリユースショップ「リサちゃんショップ けやき」活動を継続します。また、リサちゃんショップの利用者拡大に向け、広報等を利用して情報を広く周知するなどの対策を検討します。

(2) PR・広報の充実

引き続きごみ広報紙「府中のごみ」の発行や市ホームページの更新などに取り組み、ごみに関するPR・広報の充実を図ります。

また、情報の発信については、市民参加の視点を踏まえたPR・広報の効果的な手法について検討します。

(3) 市民の3R活動を支えるための新たな制度の検討

更なる市民の3R活動の推進に向け、既存施策を継続します。市民や事業者が発生抑制・再使用に取り組む動機付けとなるよう、取組を推進する各種制度を検討します。

(4) マイバッグ持参運動等の継続

市民団体・販売店等の協力により推進しているマイバッグ持参運動は、家庭ごみの有料化以降、持参率の上昇がみられます。今後もより広く取組を浸透させるため、市民に対してレジ袋の削減を呼びかける運動を継続します。

また、この運動を更に発展させるためには、マイバッグを持参しない無関心層などへのアプローチが不可欠です。そのため、今後は、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点からだけでなく、デザインの良さや機能性などの情報を収集し広報するなど、様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼びかけます。

さらに、ごみの発生抑制を促進する観点から、マイバッグに加えてマイボトル等の使用についても啓発を進めます。

(5) 事業系ごみの排出指導徹底

事業系ごみは、自らの責任で処理することが原則です。

延べ床面積1,000m²以上の事業用大規模建築物（約100事業者）に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。

許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しては、市指導員による排出指導や中間処理施設での搬入ごみ検査を行うなど、適正なごみの排出と分別を徹底します。

また、事業系有料袋で市のごみ収集に排出する事業者は登録制としており、登録制度を活用した実態把握に基づき、ごみの減量・リサイクルを各事業者に促します。ルール違反のごみについては、家庭ごみと同様に収集対象外とし、市指導員による指導を徹底します。

さらに、住宅と併用している事業所についても、ごみ排出の区分化の徹底を指導していきます。

(6) 資源回収ルートの整備

総ごみ排出量の減量には、事業系ごみの減量とリサイクルの推進が不可欠です。延べ床面積1,000m²以上の大規模建築物は、再生利用に関する計画書の提出などにより古紙などの資源化を進めており、事業者が自ら責任を果たしています。

しかし、少量排出事業者の古紙類は、家庭ごみにおける集団回収などの仕組みがないこともあり、決められた量まで市が無料で収集しています。事業系ごみの自己処理責任を徹底するために、古紙類などについては、事業者自らが問屋などへ持込みを行う、商店街単位で古紙回収業者に委託し資源化を行う、などの取組を促します。

また、積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者を紹介することにより、市民の関心を高め、事業者の取組を喚起します。

(7) 適正な手数料の検討

家庭ごみの収集有料化導入の効果について適宜チェックを行い、必要に応じて適正な収集手数料について検討を行います。事業系ごみについても同様に排出状況を適宜チェックし、周辺自治体の状況等も考慮しながら、適正な収集手数料について検討を行います。

(8) 集団回収の拡充

市による資源物の分別収集・リサイクルは、一定の費用がかかるため、市場性のある資源物については、可能な限り民間の活力の中でリサイクルすることで、市の処理費用の低減につながり、さらに市民のごみ減量意識の啓発にもつながります。

本市の1人当たりの集団回収量は、多摩地域の中でも高い水準にありますが、今後は、集団回収実施者の高齢化などの影響により、回収量の減少が懸念されます。集団回収量の高い水準を維持・拡充するため、集団回収の利点や排出場所などを市民に周知します。

また、より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策を検討します。

これら情報等の周知と併せ、本計画の目標にも掲げている集団回収に取り組む自治会数(団体数)を増やす取組を検討します。

(9) 店頭回収の促進

市による資源物の分別収集・リサイクルは、一定の費用がかかります。住民が自ら、食品トレイやペットボトルを買った店舗に持ち込み、販売事業者がリサイクルすることは、市の処理費用の低減につながり、販売事業者にとっても容器包装リサイクル法での費用負担の軽減や環境に配慮した事業者という企業イメージの向上につながります。こうした店頭回収を実施している販売事業者の情報を提供します。また、より多くの市民に向けて、回収店舗や品目について効果的に周知できる、情報発信手段を検討します。

(10) 食品ロスの削減に向けた取組

「食材を多く買いすぎない」、「食べ残しをしない」、「生ごみは一絞りにして水分をとる」といった生ごみそのものの発生を抑制するため、料理や買い物の工夫など自ら実践できる方法や「食」に関する情報など、「食を知る・楽しむ」などの視点も踏まえたPRや広報を様々な媒体を通して実施します。

また、外食時の食品ロス削減に向け、食べ残しが多くなりやすい宴会時において、最初の30分、最後の10分は席に座って食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動「30・10運動」を推進します。飲食店に対しては、量より質を重視したメニューや小盛りメニューの提供、食べ残しの持ち帰りへの対応等について働きかけを行います。

さらに市民や事業者に向けて、フードドライブ、フードバンク活動(食品としての品質には問題ないものの、さまざまな理由で廃棄される食品の寄付を募り、必要とする団体組織や家庭に無償提供する活動)について、その仕組みや市内及び近隣での実施情報について広く周知します。

2 ライフスタイルの変革

(1) 生ごみ減量の推進

生ごみの発生を抑制するため、買い物や調理の仕方など日常生活で取り組むことができることや「食」に関する情報など、「食を知る・楽しむ」視点も踏まえたPRや広報を様々な媒体を通して実施します。

また、生ごみの発生抑制を推進するため、生ごみ堆肥化容器^{*22}や生ごみ処理機の購入については補助制度を継続するとともに、平成29年4月からの3年間は、補助金額の引き上げを実施します。また、家庭内での生ごみ処理を継続してもらうよう、生ごみ処理の実践方法の啓発を行うなど、地域ごみ対策推進員などの協力を得ながら、市民参加による取組の継続と拡大を進めます。

(2) 将来世代への環境・ごみ教育の実施

リサイクルフェスタや地域まつりなど既存の取組を継続して実施するとともに、地域ごみ対策推進員などのごみ減量を実践する市民が、市が実施する出前講座等に積極的に参加するなど、取組の拡充を図ります。

また、環境学習講座やリサイクル教室等については、児童・生徒にも分かりやすく、興味が持てるよう工夫するとともに、学校・関係機関と連携し、出張授業の開催など、環境教育・環境学習を進めていきます。

(3) 分別区分と排出方法

家庭ごみの分別区分・排出方法は図表4-2のとおりとします。なお、ごみ・資源物の処理方法の変更や、新たな資源化の調査研究の状況に応じて、分別区分・排出方法について検討し、見直しを行います。

事業系ごみは自己処理を原則としますが、1回の排出量が10キログラム未満の少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による排出を継続します。

^{*22} 生ごみ堆肥化容器：資料編39ページ参照

図表 4-2 分別区分と排出方法

区分	内容	排出方法
燃やすごみ	生ごみ、リサイクルできない紙類など	市指定有料袋(緑色)
燃やさないごみ	プラスチック製品、金属製品、ゴム製品、ガラスなど	市指定有料袋(オレンジ色)
容器包装プラスチック	容器包装リサイクル法対象のプラスチック製容器包装	市指定有料袋(ピンク色)
粗大ごみ	最大辺 40cm(電気製品は 30cm)以上のもの	有料の粗大ごみシールを貼付 ※せん定枝は長さ 60cm 径 30cm 以内の束 ※5 束まで無料
雑誌・雑がみ	雑誌、本、パンフレット、チラシ類など	雑誌:ひもで十字に縛る 雑がみ:雑誌に挟むか、(紙袋に入れ)ひもで十字に縛る シュレッダー紙:紙袋又は透明・半透明の袋
紙パック	飲料用の紙パック	ひもで十字に縛る
新聞	新聞紙	
段ボール	段ボール	
古布	古着、古布	透明・半透明の袋に入れひもで十字に縛る
びん	化粧品びん、飲食料用のびん	かごなどの容器
かん	飲食料用の金属缶	かごなどの容器
ペットボトル	容器包装リサイクル法指定のペットボトル	かごなどの容器または透明・半透明の袋
有害ごみ	蛍光管、電池、水銀体温計	かごなどの容器または透明・半透明の袋
危険ごみ	スプレー缶、ライター	
おむつ	子ども用・介護用などのおむつ	透明・半透明の袋
落ち葉・下草	落ち葉、下草	透明・半透明の袋
廃食用油	使用済み食用油	各文化センターへ持ち込み
使用済みはがき	使用済みのはがき、封筒	市役所、各文化センター、グリーンプラザ分館へ持ち込み

(4) 分別排出ルールの徹底

ごみ情報紙「府中のごみ」やホームページ等の各種広報媒体を活用して、分別排出ルールを分かりやすく周知し、各家庭による正しいごみの排出を働きかけます。特に燃やすごみの中に、多く含まれている資源化できる紙類や、排出区分が分かりにくい容器包装プラスチックの分別などの啓発を充実します。また、特に若年層への啓発の強化を視野に入れ、スマートフォン向けのごみ分別アプリの導入を検討します。

また、近年、市が指定している業者以外の業者等が新聞などの資源物を持ち去る行為が増えています。資源物は市の貴重な財源であり、住居への不法侵入や交通ルール無視などの法律違反を招きます。こうした行為を防ぐため、本市では、警察と連携した資源物の持ち去りに対し、持ち去り防止パトロールを実施しており、今後も継続して行います。

集合住宅に対しては、住民の転出入が多いため、転入時の指導を徹底し、管理者・家主と十分な連携を図って、住民へ正しいごみの排出を働きかけていきます。なお、市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない 10 世帯以下の集合住宅などについては、地域ごみ対策推進員など地域住民等と連携し、市指導員による指導を強化します。

ルール違反で排出されるごみについては、収集作業員はルール違反シールを貼り、収集せずに市指導員が違反者に対して指導を行います。

一方、管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている集合住宅に対しては、その取組や成果を紹介するなどの情報を提供し、住民協力の重要性を周知します。

(5) 事業系ごみの分別排出の徹底

事業系ごみの分別状況については適宜確認し、問題点の把握に努めるとともに、改善に向けて必要な情報の提供等に取り組み、事業者の分別排出意識の向上を図ります。

少量排出事業者から排出される事業系ごみについては、家庭系ごみと同様に分別排出にかかる啓発に努めます。また、許可業者にごみの収集・運搬を委託する事業者に対しても、分別が不十分な傾向が継続する等の場合には、啓発を強化する等の対応を検討します。

(6) マイバッグ持参運動等の継続（再掲）

市民団体・販売店等の協力により推進しているマイバッグ持参運動は、家庭ごみの有料化以降、持参率の上昇がみられます。今後もより広く取組を浸透させるため、市民に対してレジ袋の削減を呼びかける運動を継続します。

また、この運動を更に発展させるためには、マイバッグを持参しない無関心層などへのアプローチが不可欠です。そのため、今後は、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点からだけでなく、デザインの良さや機能性などの情報を収集し広報するなど、様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼びかけます。

さらに、ごみの発生抑制を促進する観点から、マイバッグに加えてマイボトル等の使用についても啓発を進めます。

3 各主体の役割と協働

(1) 容器包装使用量の削減など、販売事業者に対する働きかけ

「店頭回収の品目が豊富」、「量り売りに取り組んでいる」や「ごみが少ない売り方」といった市民や事業所に有益な情報について、積極的なPRを継続します。

また、市内の店舗と協議を行いながら、次の取組を販売事業者に促します。

ア レジ袋の削減、ばら売りの推進など容器包装使用量の削減

イ 詰め替え容器や再生品、グリーンマーク^{*23}商品など、環境に配慮した商品の積極販売

削減の働きかけの対象となる店舗は、スーパーマーケット等の大型店や商店会などから始め、徐々に拡大します。

(2) 国や関係機関に対する要望

拡大生産者責任^{*24}の考えに基づき、生産者や販売者へ流通・販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すため、他自治体や各種団体等と連携し、都や国へ要請を行います。

(3) 容器包装材の発生抑制の推進

買い物の際のマイバッグ持参やばら売り・量り売りでの商品購入、店頭回収の利用など、容器包装廃棄物の発生抑制の取組を市民に呼びかけます。

(4) 地域ごみ対策推進事業の推進

地域のごみ対策推進員をごみの3R推進のリーダーとして位置付け、研修の充実を図ります。

^{*23} グリーンマーク：資料編 37 ページ参照

^{*24} 拡大生産者責任：資料編 37 ページ参照

(5) 不法投棄対策の推進

不法投棄を防止するためには、不法投棄をさせない環境を作ることが大切です。きれいな場所には、不法投棄をしにくいように、地域住民へボランティアによる清掃の協力を呼びかけ、きれいな環境を保つとともに、投棄された場合には、迅速に片付けるなどの対応が必要となります。特に、不法投棄が多い地域については、地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。また、ごみ排出ルールの徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、不法投棄の発生状況などの情報発信を行い、不法投棄に対する関心を地域全体で高めていく取組を進めます。

(6) 家庭ごみの収集運搬体制の確認

ごみ・資源物の収集運搬体制は図表 4-3 のとおりとします。

なお、廃棄物会計分析については、これまでの本市における分析手法や他自治体における実施状況等を踏まえ、実施の必要性を検討します。

収集運搬の適切な体制については、収集運搬に係る費用や回収量の変化等の実績を元に効率性・利便性のチェックを実施していきます。

図表 4-3 収集運搬体制

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	備考	
燃やすごみ	委託	パッカー車による収集 戸建住宅：戸別収集 集合住宅：ステーション 収集	週に2回	市指定有料袋(緑色)、おむつ、落ち葉・下草類(透明・半透明)も同時収集	
燃やさないごみ			2週に1回	市指定有料袋(オレンジ色)	
容器包装プラスチック			週に1回	市指定有料袋(ピンク色)	
雑誌・雑がみ			2週に1回		
紙パック			週に1回		
新聞			4週に1回		
段ボール			2週に1回		
古布			週に1回		
かん			各2週に1回		
ペットボトル					
びん					
有害ごみ			平ボディー車による収集	各4週に1回	
危険ごみ					
粗大ごみ			委託・持込	ダンプ車による戸別収集	申込制、指 定日収集
せん定した枝					
家庭廃食油	委託	ダンプ車による拠点回収	月に1回		
使用済みはがき	持込		随時		

(7) 事業系ごみの収集運搬体制の確認

事業系ごみの少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋の収集体制を継続しますが、収集運搬や中間処理等の負荷の軽減、効率化に向け、実績の検証等を行っていきます。

(8) 収集運搬による環境負荷の低減

収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、低公害車の導入を継続し、環境負荷の低減を図ります。

(9) 安全かつ安定的な処理運搬体制の確保

ごみ・資源物の収集運搬作業においては、交通法規を遵守し、事故等を起こさないよう安全な収集作業に努めるとともに、収集作業員への指導を行います。

また、ライターやスプレー缶などの危険ごみが、他のごみに混入し、パッカー車で収集を行った場合、収集車両の火災や爆発事故を引き起こす要因となります。このような事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ・資源物の収集体制を確保します。

(10) 資源物の持ち去り対策

近年、市が指定した業者以外の業者等による新聞などの資源物の持ち去りが増加しています。資源物は市の貴重な財源であり、持ち去り行為は住居不法侵入や交通ルール無視などの法律違反につながることもあります。市では、関東製紙原料直納商工組合等と「古紙の持ち去り防止に関する協働・連携協力協定」を締結し、市のパトロール車両及び収集運搬車両へのステッカー貼付により車両の見分けを明確にするなど、市民へ注意喚起するとともに、集団回収に登録している回収車は、市の許可を得ていることを明示する等の工夫をしています。

また、警察と連携して持ち去り防止パトロールを行っており、今後も取り締まりを継続します。市民に向けては、古紙等の持ち去り防止として、集団回収や新聞販売店の回収の利用を推進するほか、資源物については、前日や夜中にはなるべく出さない（朝8時までに出す）ことを周知していきます。

なお、市が回収するものであることを明確にするため、束ねた新聞の上に「持ち去り禁止」の用紙（ホームページからダウンロード可能）の掲示を推進しています。

(11) 高齢化社会への対応

本市では、市民や事業者とともに推進する協働のまちづくりの一環として、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援するため、「地域の見守り活動に関する協定」を府中廃棄物処理事業協同組合等と締結しています。高齢者や障害のある方、児童、生徒その他の市民に関して何らかの異変を察知した場合には警察や消防、地域包括支援センターへ連絡する等の必要な措置を講じることになっており、このような取組について、市民や事業者にも広く周知していきます。

また、ごみや資源物の分別排出が困難な高齢者世帯に対しては、関係部局と連携し、排出の支援、安否確認等を合わせた支援策について積極的に検討します。

4 安全かつ安定した処理・処分体制の確保

(1) 在宅医療廃棄物の処理

家庭から排出される在宅医療廃棄物については、高齢化の進行により今後も増加すると予想されます。収集運搬における安全性及び適正処理の確保に向け関係機関等と協議し、収集の可否の検討と排出のルールづくり及びその周知に取り組みます。

(2) 分別区分ごとの中間処理方法の確認

分別区分ごとの中間処理方法は図表 4-4 のとおりです。

図表 4-4 中間処理方法

分別区分	中間処理方法	処理主体
燃やすごみ (おむつ、落ち葉・下草含む)	焼却処理・エネルギー回収	広域処理 (クリーンセンター多摩川)
燃やさないごみ	破碎・選別・減容処理	市処理 (府中市リサイクルプラザ)
粗大ごみ	破碎・選別・減容処理 再生可能なものは修理・再生	
容器包装プラスチック	選別・圧縮処理	
びん、かん、ペットボトル	選別・圧縮処理	
危険ごみ	選別・保管	市委託業者による処理
有害ごみ	選別・保管	市委託業者による資源化
紙類・布類	(古紙問屋へ直接搬入)	市委託業者による選別・売却
廃食用油	(民間施設へ直接搬入)	市委託業者による資源化
せん定した枝	チップ化处理	市委託業者による資源化
使用済小型家電	(宅配便による業者への排出)	市委託業者による資源化

本市では、小型家電に含まれる希少資源の有効活用に向けた取組の一つとして、宅配便を活用した使用済小型家電回収に関する連携協定を締結し、平成 29 年度から回収を開始しています。今後は、利用者の拡大に向けて市民への周知を継続します。

また、使用済小型家電のイベントでの回収については、市場の動向等をみながら回収方法等について検討します。

リサイクル技術は年々向上しており、新たに資源物として処理できるものについては、積極的に資源化に取り組みます。

(3) 府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討

府中市リサイクルプラザが、災害や事故等により施設の運転ができなくなった場合、燃やさないごみ、粗大ごみ、容器包装プラスチック・びん・かんなどの資源物の処理に支障をきたしてしまいます。本市のごみ・資源物を安定的に処理するため、設備の定期点検やメンテナンスを行い、安定操業に努めます。

また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。

府中市リサイクルプラザは、稼働から 10 年が経過しており、継続して処理を行っていくためには、設備機器や施設の更新等が必要になると考えられます。設備更新を検討する際には、その他の施設の整備状況もみながら、計画的な整備更新を図ります。

(4) クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル

クリーンセンター多摩川の運営は、一部事務組合である多摩川衛生組合で行っており、今後も現行の処理体制を基本に、クリーンセンター多摩川での中間処理を継続します。本市のごみの安定的処理に向けて、構成市としてクリーンセンター多摩川の施設延命化工事も注視しながら、安定操業の働きかけを引き続き行っていきます。

クリーンセンター多摩川における焼却処理によって発生する灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で行っているセメント化を継続します。

(5) 最終処分量ゼロの継続

資源物の分別徹底と中間処理後の資源化による最終処分量ゼロを今後とも継続します。また、多摩川衛生組合や東京たま広域資源循環組合との連携・協力により、焼却灰のエコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。

(6) 中間処理施設等の非常事態時における相互支援

府中市リサイクルプラザやクリーンセンター多摩川などの中間処理施設等について、災害発生時には、他自治体や関係団体との広域支援体制を維持し、相互に支援・連携に努めます。また、災害発生時の対応等については災害廃棄物処理計画の策定を検討します。

(7) せん定した枝葉の資源化

せん定した枝葉については、民間処理施設を活用した資源化（チップ化や炭化など）を継続します。

(8) 法定処理困難物等の適正処理

国が指定する適正処理困難物（スプリング入りマットレスを除く。）、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法に従い処理を行うもの（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫など）、各業界の自主回収品（消火器など）、中間処理施設等の受入基準に適さないもの（畳、コンクリート製品など）については、本市では処理を行わないこととし、処理業者を紹介するなど排出者へ適正な排出及び処理の促進を継続します。

第3節 ごみ処理基本計画の推進に向けて

1 地域活動の充実

本計画の推進は行政のみでは限度があります。様々な取組において市民や事業者、各種団体の皆さんと連携・協力しながら進めていく必要があります。

地域ごみ対策推進員、文化センターを圏域としたごみ対策推進員協議会の活動を通じ、地域におけるごみ減量・資源化の取組を充実します。特に、本計画に掲げられている次の項目については、研修等を通じて推進員間の理解を深め、地域の状況に応じた創意工夫ある取組につながるよう促します。

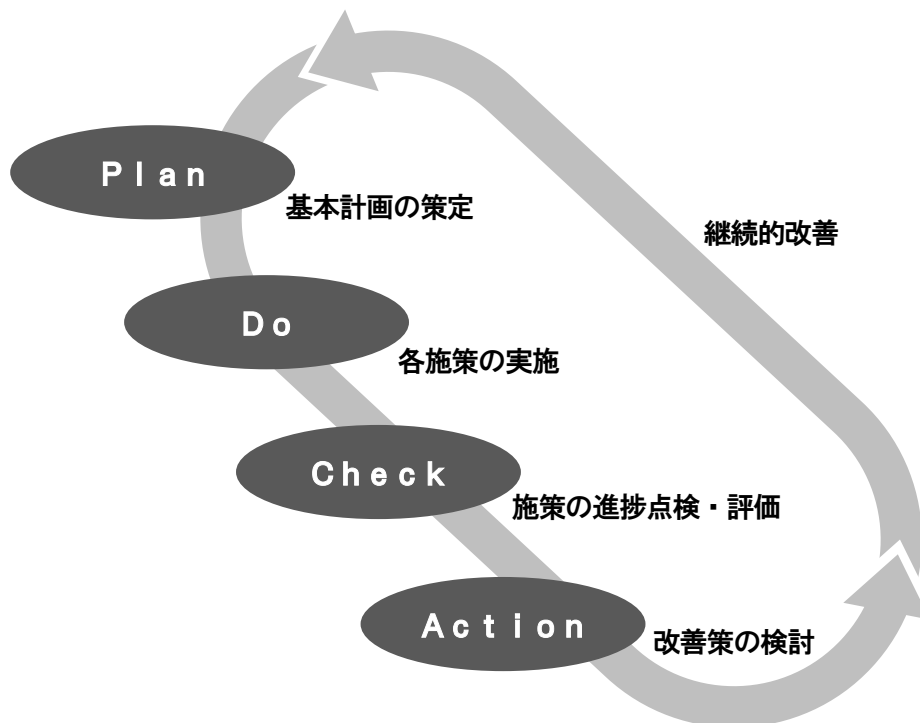
- ・分別排出ルール of 徹底
- ・生ごみ減量の推進
- ・集団回収の拡充
- ・不法投棄対策の推進

2 PDCAによる計画推進

市が行う事業については、効率性を考慮した事業運営が求められます。ごみ処理事業においても、事業に係る経費を把握し、費用対効果を踏まえた施策展開を行うとともに、それらの施策が環境負荷の低減やごみの減量に効果をもたらすよう効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

本計画の推進に当たり、ごみ発生抑制・リサイクルの目標及び環境負荷に係る指標などを参考に、各種施策についての進捗状況を評価・点検し、必要に応じて改善を図ります。事業経費については、国が策定する一般廃棄物会計基準を取り入れる等、客観的な把握に努めることで、事業運営のあり方やごみ減量施策などに関する費用対効果の検証を行います。

図表 4-5 PDCAサイクル



第5章 生活排水処理基本計画

第1節 し尿・汚泥処理の現状

1 し尿・汚泥収集人口及び世帯数の推移

平成18年度から平成27年度までの過去10年間における水洗式、くみ取り式及び単独浄化槽の収集人口及び世帯数の推移を図表5-1に示します。平成27年度現在の世帯水洗化率は99.96%に達しており、くみ取り式及び単独浄化槽の使用世帯割合は0.04%です。

図表 5-1 生活排水収集の方式別普及状況

年度	区分	水洗式		くみ取り式		単独浄化槽式	
		世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口
H18		112,280	242,304	77	145	44	158
	普及率	99.89%	99.87%	0.07%	0.06%	0.04%	0.07%
H19		113,974	244,416	71	122	34	84
	普及率	99.91%	99.92%	0.06%	0.05%	0.03%	0.03%
H20		115,632	246,978	64	123	33	82
	普及率	99.92%	99.92%	0.05%	0.05%	0.03%	0.03%
H21		117,346	249,819	51	104	31	73
	普及率	99.93%	99.93%	0.04%	0.04%	0.03%	0.03%
H22		118,491	251,273	45	103	9	20
	普及率	99.95%	99.95%	0.04%	0.04%	0.01%	0.01%
H23		118,381	251,575	45	99	8	17
	普及率	99.95%	99.95%	0.04%	0.04%	0.01%	0.01%
H24		117,068	252,438	47	88	8	13
	普及率	99.95%	99.96%	0.04%	0.03%	0.01%	0.01%
H25		118,804	253,438	39	79	8	13
	普及率	99.96%	99.96%	0.03%	0.03%	0.01%	0.01%
H26		120,219	254,893	33	66	8	13
	普及率	99.96%	99.97%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%
H27		121,852	257,020	33	66	8	13
	普及率	99.96%	99.97%	0.03%	0.02%	0.01%	0.01%

2 し尿・浄化槽汚泥発生量

平成 18 年度から平成 27 年度までの過去 10 年間におけるくみ取り及び単独浄化槽からのし尿・浄化槽汚泥発生量の推移は、図 5-2 に示す通りです。平成 27 年度のし尿・浄化槽汚泥発生量は 382kl となっており、年々発生量は減少しています。

図表 5-2 し尿、浄化槽汚泥発生量

(単位:kl)

区分 年度	対 象			合 計
	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	
H18	198	278	47	523
H19	185	287	31	503
H20	176	269	25	470
H21	177	252	31	460
H22	186	294	19	499
H23	126	287	36	449
H24	115	280	15	410
H25	94	269	18	381
H26	80	252	30	362
H27	72	295	15	382

3 収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬方法については、図表 5-3 に示すとおりです。

図表 5-3 収集・運搬方法

種類	区分	収集運搬体制	収集回数
し尿	一般家庭	委託	1回/月
	事業所等	委託	随時
浄化槽 汚泥	一般家庭	委託	随時
	事業所等	委託	随時

4 処理・処分

収集されたし尿・浄化槽汚泥は公共下水道に投入しています。

第2節 生活排水処理基本計画

1 し尿・汚泥処理計画

(1) し尿・汚泥処理の目標

本市では、下水道の面整備が完了しています。したがって、生活排水処理は仮設便所を除き100%水洗化を目指して、すべて下水道で処理することを目標とします。

(2) し尿・汚泥の処理主体

公共下水道の整備を維持しつつ、未水洗化世帯に対して、水洗化の導入を図ります。今後のし尿、汚泥処理主体は、図表5-4に示すとおりです。

図表 5-4 し尿、汚泥処理主体

処理施設	生活排水の対象	処理主体（計画）
下水道	し尿及び生活排水	東京都及び府中市

(3) 市民に対する広報・啓発活動

本市では、完全水洗化率100%の達成を目指して、市の公表等による未水洗化世帯に水洗化への切り替えの呼びかけ等を継続して実施します。

2 し尿・浄化槽汚泥処理量

し尿・汚泥の処理量の推計結果は図表5-5に示すとおりです。

図表 5-5 し尿、汚泥処理量の推計

(単位:kl)

年度	対 象			合 計
	一般世帯し尿	事業系し尿	浄化槽汚泥	
H28	69	278	23	370
H29	64	278	23	365
H30	60	278	23	361
H31	57	278	23	358
H32	53	278	23	354
H33	50	278	23	351
H34	47	278	23	348
H35	45	278	23	346
H36	42	278	23	343
H37	40	278	23	341
H38	38	278	23	339
H39	36	278	23	337

※事業系し尿、浄化槽汚泥は平成23～27年度の実績平均値を使用した。